

年頭の挨拶	さいたま地方法務局 局長 綿谷 修 ……………	2
	埼玉土地家屋調査士会	
	会長 高柳淳之助 ……………	4
	埼玉土地家屋調査士政治連盟	
	会長 関根 一三 ……………	6
	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
	代表理事 加藤 実 ……………	7
	埼玉青調会 代表 長沼 健 ……………	9
	あおい総合法律事務所	
	顧問弁護士 平岡 直也 ……………	10
	荒川法律事務所	
	顧問弁護士 出井 宏幸 ……………	11
	高野税務会計事務所	
	顧問税理士 高野 久芳 ……………	12
四県連絡協議会	広報事業部長 高柳 吉男 ……………	14
	総務部次長 角田 勝行 ……………	14
	財務部次長 吉野久美子 ……………	17
	業務部次長 樋口 健 ……………	18
	研修部次長 鈴木 正 ……………	19
	広報事業部次長 亀井 郁臣 ……………	22
我が支部、我が街	狭山支部 篠原 剛・浅海 敬央 ……………	26
	熊谷支部 大澤 美徳 ……………	28
誌上研修『民法(物権法)改正』と『土地基本法改正』	志木支部 若野 滋男 ……………	31
出前授業実施報告	広報事業委員 安澤 利悦 ……………	35
夫婦で調査士	上尾支部 竹内 由美 ……………	43
新入会員の抱負	……………	46
会員の動静	……………	48
編集後記	……………	51



年頭の御挨拶

さいたま地方法務局 局長 綿谷 修

新年明けましておめでとうございます。

埼玉土地家屋調査士会会員の皆様にはお健やかに新年を迎えられたことと、謹んでお慶びを申し上げます。

また、貴会及び会員の皆様方には、日頃から、法務行政の適正かつ円滑な運営につきまして、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、長らく続くコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻や歴史的円安等を背景とした物価高に翻弄された年でした。食料品や光熱費は相次いで値上げされ、家計の負担は相当に増大しました。

一方で、感染症対策と社会経済活動との両立の観点から行動制限は大幅に緩和され、各地のイベント・行事や観光地等は賑わいを取り戻しつつあります。今年こそ、コロナ禍で停滞した社会経済が上向くことを願っています。また、当局としましては、政府と一体となって法務局の果たすべき役割に取り組んでまいりたいと思います。

さて、法務省におきましては、これまで所有者不明土地対策として様々な取組を行ってきたところ、本年4月1日には、共有制度や相隣関係の規定等を見直す「民法等の一部を改正する法律」が、同月27日には「相続土地国庫帰属法」が施行され、新たな制度がスタートすることになります。

両法の施行を皮切りに、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化に向けた取組が本格化し、加えて、来年4月1日には相続登記の申請義務化が開始されますので、これらの所有者不

明土地関連法の内容について、関係機関と連携の上、広く周知していきたいと思います。

また、所有者不明土地対策に関連して、円滑な不動産取引が可能となるような登記実務の運用を実現することを目的に、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」が定められ、当局におきましても、昨年9月に土地建物実地調査要領を全部改正し、10月から施行したところです。会員の皆様におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、表示登記の適正な事務処理に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、オンライン申請の利用促進につきまして、法務省では、「オンライン利用率引上げの基本計画」において、来年3月までに、不動産登記申請におけるオンライン利用率を70%に向上させることを目標とし各種取組を進めているところです。当局におけるオンライン申請利用率は、貴会の御支援と会員の皆様の御尽力により着実に増加しているところであり、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。ウィズコロナ社会の新しい生活様式としてオンラインの活用が求められているところですので、これまでにオンライン申請を利用されていない会員の皆様には、是非ともオンライン申請を積極的に利用していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

筆界特定制度につきましては、当局においても高水準の申請数が続いていて、この制度に対する国民の期待と信頼の高さがうかがわれます。一方、これらの事件の適正迅速処理も課題となっていますが、筆界に関する専門的知識を

有する会員の皆様には、筆界調査委員として、また、申請手続の代理人として御尽力いただいているところ、皆様の御協力のお陰をもちまして、着実に処理されています。この制度をより一層利便性の高いものとするためには、会員の皆様と法務局との連携・協力を維持することが重要であると考えていますので、引き続き本制度に対する御支援、御協力をお願いします。

最後になりますが、法務局としましては、重要課題として取り組んでいる登記所備付地図の

整備や各種施策を着実に実施するとともに、高度情報化社会に対応した不動産の表示に関する登記の充実を図り、国民の皆様の要請と期待に応えてまいりたいと考えていますので、引き続きの御支援と御協力をお願いするとともに、埼玉土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍、御多幸を心から祈念し、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願ひまして、新年の挨拶とさせていただきます。





年頭の挨拶

埼玉土地家屋調査士会 会長 高柳 淳之助

新年あけましておめでとうございます。

大きな声で祝杯をあげる機会はまだまだ少ないですが、会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。昨年の彩の国 176号年頭挨拶には、「後ろを向いて背中から一歩ずつ前へ進んでいくことになる」と書きました。第一歩を踏み出したものの、後ろ向きのせい、歩むべき進路や方向に迷いやつまづきがあったかもしれません。令和5年の年頭に当たり今年も自戒を込めて、自分なりの「積み残し」を振り返ってみたいと思います。

最大の積み残しは、年次研修のグループ討論に出席できなかったことでした。年次研修動画での挨拶を思い出すと痛恨の極みです。その挨拶をおおよそ再現してみます。話し言葉調になりますので悪しからず。

年次研修とはどんな研修ですか。Q & Aをみると、こうあります。

年次研修とは、土地家屋調査士がその使命において、国民生活の安定と向上に資する研修です。**資する**、とは、**役に立つ**、ということですね。

普通ならスルーしたくなる文章ですが、義務研修ということなので、どういうことなのか、自分なりに考えてみました。

一言でいうと、年次研修とは**おかげさまをおすそわけ**することの重要性に気づいてもらう研修である。

「おかげさま」とは、こうです。

私たちの生活は、先人の方々が築き上げた環境のおかげで、成り立っている。

土地家屋調査士制度やその社会的信用は、制度を作り支えてきた先人たち、そして何よりもまず私たちの先輩の方々が、その職業倫理にしたがって誠実にその業務を行ってきたことによります。

そう考えて素直に自分自身を振り返れば、「おかげさま」という感謝の言葉を言えますよね。

そして今度は、私たちがそのような環境作りをして、「おかげさま」の環境を、次に来る世代の人たちに贈る、おすそわけをする番です。

おすそわけは、ほんの少しのプレゼントという意味合いが強いですが、おすそわけという言葉を使えば、相手にあげても相手がそんなに心苦しく感じません。それがいいところなので、「おすそわけ」という言葉を使いました。

では、私たちが「おすそわけ」するとは、どういうことか。

それは、土地家屋調査士の職業倫理に従ってきちんと業務を行い、その社会的信用度を上げていくということです。

このような「おかげさまからおすそわけ」のサイクルが、多くの人達にまで繋がっていき、私たちも彼らからおすそわけをもらうことになっていきます。このサイクルが制度発展につながり、同時に国民生活の安定と向上に役立っていくのではないのでしょうか。

とはいうものの、現実には仕事を行っていくには、様々な障害に出くわしたり、気の迷いから脇道にそれたり、道を踏み外してしまう。

そうなる「おかげさま」が止まってしまう。おかげさまのサイクルが止まってしまうと、次の新しいおかげさまが来なくなります。これから見てもらう研修動画での懲戒事例とは、おかげさまを止めてしまった事例なのです。

今回の年次研修は、**おかげさまをおすそわけ**することの重要性に気づいてもらう研修です。おかげさまのサイクルを絶やしてはならないということです。そのことに気付いてもらい、自らの襟を正して業務を行うための研修です。

私たち土地家屋調査士が職業倫理に従って誠実に業務を行っていけば、おかげさまのサイクルは多くの人達まで到達して、それが最終的には、国民生活の安定と向上に資することになる、そういうことではないでしょうか。

私からの話は以上ですが、みなさんは、どう思いますか？

この研修動画の後には、後日、グループ研修が予定されています。その際には、皆さんの思いや考えを是非聞かせて下さい。よろしく願います。

倫理が中心になる研修には、どうも足が遠くなるものですが、昨年12月のグループ研修には多くの会員の皆さんに参加していただきまし

た。師走のお忙しいなかありがとうございました。

ところでこの私、恥ずかしながら直前にコロナウイルス陽性になってしまい、討論の輪に参加できませんでした。動画研修での挨拶やらグループ討論での課題について、いろいろな意見・感想を聞きたかったので、残念でなりません。動画というのも普段ではわからない自分の内面を示してくれます。話す表情、目線のあり方、口調、間の取り方、声の調子、対面での気づきは大いに参考になります。

いずれにせよ、自らの気の緩みで招いた事態でした。おかげさまのサイクルを自ら止めてしまったようなもので、大変申し訳ありませんでした。

なお、年次研修は今年も引き続き行われる予定ですので、様々な理由でグループ研修に都合のつかなかった会員の皆さん、参加よろしく願います。

会員の皆さん、**おかげさまをおすそわけ**する、このサイクルを絶やすことなく業務を続けていきましょう。先の見えない世情ですが、歩みを止めずに歩み続けましょう。

今年も引き続きよろしく願います。





新年のご挨拶

埼玉土地家屋調査士政治連盟 会長 関根 一三

新年明けまして、おめでとうございます。

埼玉会の会員の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から政治連盟の活動にご理解、ご協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

昨年は、岸田内閣が発足して2ヶ月が経ち年頭初は内閣支持率も50%を超えていましたが安倍元内閣総理大臣の国葬問題等から内閣支持率も下がりはじめ、8月の第二次岸田改造内閣では旧統一教会関連議員や教会への対応の生ぬるさ、次々と3閣僚の更迭、生活に必要な製品の値上げラッシュ等国民の怒り、不安が内閣支持率を33%ほどに押し下げていると思えます。

本年は、統一地方選挙の年に当たり埼玉県も県議会議員選挙、市町村議員選挙が行われることになり、また、8月には埼玉県知事選挙が行われますが、政治連盟も関係各位と連絡をとりながら、土地家屋調査士制度に理解を示していただく方並びに応援をしていただける方々を推薦致し、土地家屋調査士制度の発展等のため活躍をお願いし、政治連盟の活動につなげて行く所存であります。

また、民法の一部を改正する法律（令和3年4月28日法律第24号）中で今年施行されるのが、相隣関係（敷地使用権の見直し）、共有制度、所有者不明土地管理制度、相続土地国庫帰

属法が施行される年で、土地家屋調査士の活動の場が広がって行くことに期待しております。

政治連盟と致しましては、土地家屋調査士の日常業務での筆界立会の義務化や、昨年申し上げました狭隘道路解消への活動、報酬額の問題等含め、民法一部改正に伴う諸制度の見直しなど、情報を的確に把握して土地家屋調査士制度の発展と改革に取り組んで行く所存です。

今年の干支は『癸卯（みずのとう）』で物事の終わりと始まりを意味する他、「揆（はかる）」という文字の一部であることから「種子が計ることができるほどの大きさになり、春の間近でつぼみが花開く直前である」という意味だと言われています。「卯」はもともと「茂」という字が由来といわれ「春の訪れを感じる」という意味、また、「卯」という字の形が「門が開いている様子」を連想させることから「冬の門が開き、飛び出る」という意味があると言われています。

この2つの組み合わせである癸卯には、「これまでの努力が花開き、実り始めること」といった縁起のよさを表している年で、未だ続いているコロナウイルス撲滅とともに新しい年が、会員及びご家族の皆様にとりまして、幸多い年であることをご祈念申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事
加藤 実

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日本の文化のひとつ干支について考えてみましょう。干支は世の理（ことわり）を知り、未来に備えるために生み出された暦であり、十二支（子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥）と十干（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸）を組み合わせたもので、120通りになりますが、十二支と十干の差が2つあるので2つずつずれていくのと、十干の読み方も独特で甲子（きのえね）から始まり、癸亥（みずのとい）で終わる60種類の組み合わせで物事が一巡するという考え方が生活様式や習慣に取り入れられています。身近なところでは契約書の「甲」「乙」や、甲子園球場などがあります。

今年の干支は癸卯（みずのと）、「癸」は生命や物事の終わりや始まりを意味する他に「はるか」につながり、植物の内部にできた種子が測れるほど大きくなり、春の間近にして萌え出さず用意をしているという意味で、「卯」は草木が土を割って芽吹き、やがて地面を覆い繁茂する勢いを示すとともに、「冒す」という意味があります。調子が良いと守備に入るが、そんなときこそ冒険するチャレンジが必要です。

60年前の1963年を振り返ると、米国ではキング牧師の演説で「I Have a Dream」未来を見据え考える。日本では初のテレビアニメ鉄腕アトムやキューピー3分クッキング（今でも続く長寿番組）が放映開始、新千円札（伊藤博文）発行、鶴見脱線事故、三井三池三川炭鉱爆

発事故、プロレスラー力道山が刺殺。英国でビートルズが大ヒット、日本では「高校三年生」舟木一夫、「東京五輪音頭」三波春夫、「こんにちは赤ちゃん」梓みちよ、「見上げてごらん夜の星を」坂本九がヒット。一番大きなニュースとしては日米間テレビ宇宙衛星中継実験成功でケネディ大統領暗殺のニュースを受信した事ではないでしょうか。当時は東京オリンピックを翌年に控えた高度成長の真っただ中でした。現在は、日本の成長を長く抑制してきたデフレを脱却すべく、より積極的な金融緩和策のもとインフレ基調に推移し始めています。エネルギー要因はあるものの、物価は顕著に上昇し、企業収益も好循環の兆しが出てきております。一方で賃金の上昇の遅れから、庶民の生活コストが逼迫してきており、政府に求められるものは増税施策ではなく、庶民の生活をより豊かにし国民を幸福にするための政策ではないのでしょうか。

癸卯年は物事の終わりや始まりという傾向を反映しコロナからの回復も込め大きく飛躍し、私たちの生活が向上する年となってもらいたいものです。これから起こりうる驚天動地に備え、何でも鵜呑みにして自分で調べない、考えない、動かないのではなく、鳶目兎耳（えんもくとじ）鳶の目は遠くのことまで目ざとく見つけ、ウサギの耳はささいな音も聞き漏らさないという意味で情報収集能力の高いことを表します。言い換えれば情報が錯綜している現在、情報の欺瞞を見抜きしっかりと乗り越えて行きましょう。

さて、私たち埼玉公嘱協会は、昭和61年の

設立から、官公署等が行う公共事業に係る用地取得等に当たり、所有権をはじめとする国民の皆様の財産権の安定に欠かすことが出来ない不動産の嘱託登記のお手伝いをしてまいりました。我が国においては高齢化及び大量相続世代の増加が確実であり対応する社会の構築に向けた基盤整備の充実が求められます。所有者不明土地の利用の遠隔化登記の推進法、土地基本法の改正、国土調査法改正、デジタル庁の創設、民法や不動産登記法の改正も視野に入れ、新しい科学技術を取り入れた強靱な国土を実現する施策に注目が集まっております。公共事業の推進に伴い派生する嘱託登記は、将来にわたり国民に不動産取引の安心と安全を提供することであり「こなすのではなく、取り組む」ことであり品質の向上が要請されます。

更に私たちの使命であります登記所備え付けの「地図作成」についても、事業を尚一層促進するため、各方面より強力なご助力をいただき感謝申し上げます。地殻変動が起きても利活用できる高精度でかつ現地復元性のある地図を、早期に日本全国に対し完備することを目指して

まいりたいと思います。公共嘱託登記に係る受託事業はもとより、『筆界と地図の専門家集団』として総力をあげての不動産登記法第14条第1項地図等の地図整備促進事業・登記事務に関する情報提供事業・登記基準点設置事業・登記に関する『国民の権利の明確化に寄与する事業』に積極的に取り組み推進していく所存であります。明るい未来を築くため、持続可能で活力ある国土・地域づくりに少しでもお役に立ち続ける公益法人を目指します。

私たちが自ら考え思案し積極的に実行し国民から愛され、信頼される公益法人となれるよう鋭意努力をし続けますので当協会所属の社員の皆様はもとより、埼玉土地家屋調査士会員の皆様及び関係機関のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、皆様におかれましては国家の重要な経済基盤制度である不動産登記制度の一翼を担う私たち埼玉公嘱協会への更なるお力添えをお願いすると共に、今年一年ご健康でご活躍されますことをお祈り申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。





新年の挨拶

埼玉青調会 代表 長沼 健

あけましておめでとうございます。

埼玉青調会代表の長沼健です。

本年度で2期目の代表を務めさせて頂いておりますが、昨年の新年の挨拶で書かせていただいた中で、いくつか実現出来ましたので、この場をお借りしてご報告致します。

青調会でLINEグループを作成いたしました。会員同士のコミュニケーションや、業務での相談事で、日々盛り上がっております。

HPも開設することが出来ました。もしよろしければ、QRコードを読み込んで訪れてみてください。



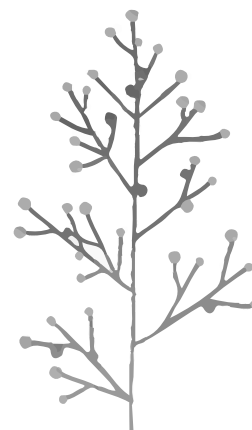
昨今の研修では、GNSSの理論や、計画段階ですが、ドローンが免許制になったこともあり、どのように最新技術を利用して、業務を行っていくか等、いろいろと計画、実行してまいりました。

ジョン・F・ケネディも

Change is the law of life. And those who look only to the past or present are certain to miss the future.

と言っております。

変化に対応しつつ、未来に向かっていけるよう、埼玉青調会の舵取りをしていきたいと思えます。





年頭の挨拶

顧問弁護士

あおい総合法律事務所 平岡直也

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、顧問弁護士として、埼玉土地家屋調査士会所属の先生方において生じた法律問題について、相談業務等を行わせていただいております。相談方法としては、私の事務所で行うものだけでなく、電話、ファクシミリ、メールでも行わせていただいております。

さて、本年は、所有者不明土地問題の解決を目的とした民法の改正が4月1日より施行されます。相続登記が義務化される不動産登記法の改正は令和6年4月1日施行ですが、民法の改正はその1年前となります。具体的には、相隣関係規定の見直し（越境した枝を自ら切除できる権利の創設）、共有制度の見直し（共有物管理制度の創設、裁判による共有物分割手続の整備、所在等不明共有者の不動産共有持分を取得・処分する制度の創設、所有者不明不動産管

理制度の創設、管理不全不動産管理制度の創設）、相続制度の見直し（10年経過した後は、具体的相続分を適用しない）等です。そして、所有者不明土地問題とは離れますが、相隣関係規定の見直しにおいて、隣地使用権の範囲拡大と手続規定も盛り込まれ、土地の境界標（土地の境界を示すための目印）の調査・境界に関する測量をする場合に隣地使用権が認められることが明記され、隣地を使用する際は、あらかじめ、その目的・日時・場所・方法を、隣地所有者・隣地を現在使用する者に通知することとされました。

誠に微力ながら、少しでも先生方のお役に立てるよう努力してまいりますので、本年もよろしくご指導、ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

皆様のご健康で幸多い一年でありますよう心よりご祈念致します。





新年のご挨拶

顧問弁護士
荒川法律事務所 出井宏幸

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

旧年中は格別のお引き立てを賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和3年4月から、顧問弁護士として、会員の皆様から法律問題の相談を受けさせていただきました。相談の形式は、面談、電話、メール等で実施させていただき、用意周到に有益な資料を準備してくださった会員の方もおいでで、相談業務の上で大変助かりました。相談業務を通して、少しずつですが、会員の皆様の業務に触れさせていただいております。

ところで、今年の夏ころ、とある財産管理の業務の一つとして、近隣の測量の立会に出向きました。その日は、気温が40度目前の猛暑日となり、その昼下がりに、2人の土地家屋調査

士の方と、汗まみれになりながら、杭の位置を確認させていただきました。また、私が弁護士1年目のことですが、相手方の代理人弁護士とともに、土地家屋調査士の方と、現地の境界の確認に立ち会ったところ、いわゆる高枝切りばさみを持った隣接住民の方に、追い回されることがありました。現地での会員の皆様の苦労は並大抵のものではないと痛感しております。

今後とも、微力ではありますが、少しでも皆様のお役に立てるよう精進しますので、本年もご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、埼玉土地家屋調査士会会員の皆様のますますのご健勝と、埼玉土地家屋調査士会のますますのご発展を祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。





令和5年 年頭の挨拶

顧問税理士
高野税務会計事務所 高野久芳

新たな令和5年を迎え、埼玉土地家屋調査士の皆様及びご家族の皆様には、穏やかな新年であることとお慶び申し上げます。

昨年中は、高柳会長をはじめ、役員の方々や会員の皆様方には大変お世話になり心より感謝致します。

今般のコロナウイルス感染拡大が落ち着きを見せ始めて、やっとコロナ禍から脱却できる兆しを感じられるかと思いきや、昨年の7・8月再び蔓延し、未だに収束が見えなくなっております。

コロナ禍により、経済活動が減速して企業の売上が減少し、低所得者は仕事の機会を奪われることとなりました。なお、以前のように助成金もなくなり、円安と物価上昇により中小企業間の競争がおき、経営が益々ひっ迫しており、国民生活や経済活動に影響を及ぼしています。

1. 適格請求書発行事業者登録制度の概要

令和5年10月1日から、仕入税額控除の仕組みが「区分記載請求書等保存方式」から、「インボイス制度（適格請求書保存方式）」に改められます。インボイス制度は、多くの事業者に影響を及ぼします。

適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を税務署に提出する必要があります。

インボイスとは、売り手が買い手に対して正

確な適用税率や消費税額等を伝える為に、定められた事項が記載されている請求書や納品書、その他これらに類する書類をいいます。

免税事業者が登録を受けるかどうかは、事業者の任意ですが、課税事業者として登録を受けると消費税の申告が必要となります。

政府・与党はインボイス制度が令和5年10月から始まるのに合わせ、これまで消費税を免税されていた小規模事業者が新たに課税事業者になる場合、納税額を軽減する調整に入っており、制度の円滑な導入を図る税制改正の検討をしています。

インボイス発行事業者になることによる有利・不利を想定し、十分な検討が必要です。

2. 電子帳簿保存法の改正の概要

デジタル庁が発足して1年余りが経過しました。ペーパーレス化・デジタル化の必要性から法制化されています。

デジタル化を踏まえ、経済の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上の為に、令和3年度の税制改正において電子帳簿保存法の改正が令和4年1月1日より施行される予定でしたが、2年間の猶予期間が設けられました。

電子帳簿保存制度とは、仕訳帳や貸借対照表、損益計算書、領収書などの帳簿書類を電子データで保存することを可能とする制度で、原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上電磁的記録による保存は、次の3種に区分されます。

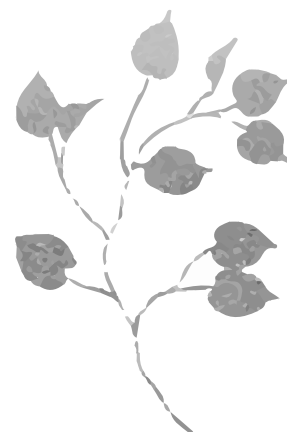
- 1 電子帳簿保存
- 2 スキャナー保存
- 3 電子取引

現在、政府では、デジタル化を進め、事業所の各種申請手続きにおける電子化の更なる加速とシステム構築・公共工事に関する検査書類等をペーパーレス化・簡素化及び電子申請化することにより、デジタル化の普及促進をしております。

ます。

このような変革期にあって、様々な行政手続きに精通している土地家屋調査士の皆様に期待される役割は大きいものがあると思われま

す。結びに当たりまして、埼玉土地家屋調査士会の更なる発展と、土地家屋調査士の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。





令和4年度 四県連絡協議会

広報事業部長 高柳吉男

四県連絡協議会が、我が埼玉会にて3年ぶりに開催されました。今年は、連合会より鈴木貴志副会長がお見えになり、懇親会共々大変盛り上がる協議会となりました。

日時・開催場所、出席者等の詳細は、この後の各部の報告にてご確認ください。

四県連絡協議会とは、群馬会、栃木県会、茨城会及び埼玉会の四県で構成された協議会となっています。趣旨等はよく解りませんが、関東ブロック内で、更に親睦を深めようと言ったことで集った会と聞いております。

それでは、各部の次長より報告を行って頂きます。

まずは、総務部から分科会報告です。



総務部次長 角田勝行

令和4年11月6日(日)午後2時から午後3時20分「ホテルブリランテ武蔵野」にて四県連絡協議会総務部分科会が開催されました。出席者は、埼玉会 吉原幸弘総務部長、角田勝行総務部次長、茨城会 小野智久総務部長、栃木県会高橋 洋行総務部長、群馬会 神山弘久総務部長の5名です。協議内容は以下の通りです。

【議題1】各県の無料相談会の開催方法について(茨城会 提案議題)

提案理由

先日、全国一斉無料相談会を行った。何もPRしなかったせいか相談者が1名のみであった。連合会が全国一斉無料相談会を中止する事を聞いたので、今後の対策をどうするか提案した。

ちなみに、茨城会は毎月第一週の水曜日に定期的に無料相談会を行っている。

栃木県会

広報部が、無料相談会を担当しており各支部にお願いしている。

全体の支部の3割程度が実施してくれており、補助金の支給もある。

新聞広告や地域によっては、市報などのチラシを入れている支部もある。

相談者は思ったほどありません。

群馬会

本会が主催の無料相談会は、実施していない。全国一斉無料相談会については、境界問題センターの方で対応している。

支部単位での相談会は高崎支部と前橋支部が、市の主催する市民法律相談会に毎月参画している。相談件数については、市の主催なので把握されていない。

電話による登記無料相談は、週に2回(火曜日と木曜日)行っている。

予約制で実施しており、相談員は副会長、常任理事、それと支部長を含めた40人体制で対応している。

面談型相談会の場合は、相談がある都度随時

行っている。ほとんどが電話での相談で解決出来ている。

埼玉会

支部単位だと登記無料相談は、市町村が企画するものに調査士が協力している。

本会では第四金曜日を目安に、月一回の面談式で相談会も行っている。

対応時間は、午後から一時間単位で四コマ受付ける完全予約制です。

相談員は総務部、境界問題相談センター委員、紛議調停委員、広報事業部の会員の中から2名で対応している。

【議題2】 調査士の提出する成果品の質を向上させるため、それ以外の登記完了時に引き渡す最低限の内容など決められないか？(茨城会 提案議題)

提案理由

自分達の業務の成果について、他の会員の成果品を見た事もないので、お客さん側からすると品質がバラバラなんじゃないかと思う。調査士全体の品質の向上を高める上で、何か行わなければならないか？そうしないと、調査士業務が縮小して会員が減っていく？そんな危機感があるので提案した。

栃木県会

本会からの指導として、決めるのは難しいと思う。

公嘱協会の納品をモデルとして、モデル案として会員に案内する事は可能かな？との意見。

群馬会

本会からは、なかなか指導出来ないなので、今後は新人研修会等でアドバイスの提案する事を考慮したい。

埼玉会

前期業務部長の時に、千葉会の確定測量の冊子を参考に検討したことがある。部員間でも

意見が分かれる事もあった。引き続き現業務部で検討はされているようだが、本会からの指導は今のところ無いです。

成果品の統一は、望ましいが中々難しいと思う。

【議題3】 役員改選時の総会で選挙が行われる時の注意点(栃木県会 提案議題)

提案理由

今まで候補者選考委員会方式で役員を決めていた。これからは、選挙管理委員会方式と候補者選考委員会の二本立を検討し、選挙がなければ候補者選考委員会で決める事にしたが、次の総会で初めて選挙が行われる総会になるかもしれない？

選挙が行われる場合の総会の時間配分や議事進行の順番と、投票のスタイルについてお伺いしたい。

当日の投票と期日前投票も行い、全会員に投票してもらおう考えです。また、郵送による投票方法も考えている。

茨城会

2日間かけて二回に分けて、本会にて期日前投票を行っている。

選挙管理委員の方の負担もあるので、投票の日数には限りがあります。

群馬会

選挙管理委員会方式の制度がありますが、まだ一度も選挙が行われた事がない。

埼玉会

選挙当日の総会に出席された方だけが、投票の権利があって投票しているので、期日前投票は行っていない。

総会の流れとしては、議題の最後にその選挙が始まる。その時に会場閉鎖して、出席者の会員数全部数えてから投票させ、開票が終わるまで会場を開放しない。

選挙管理委員会の選挙動員が多数協力しているのと、着席を工夫しているので開票作業に

は、さほど時間が掛からない。

【議題4】 会員証の有効期限に関する規約等の有無(群馬会 提案議題)

提案理由

去年の関プロの担当者会同にて、各会の会員証の有効期限を検討した時に、群馬会だけが10年でちょっとショックを受けた。申合せのみで10年間と決めていたので、研修も多くなってきており会員証を使って受付を行っているので、バーコードが読み取れない等の問題が発生している。

群馬会の会則を調べてみたら、連合会の会則モデルを使用しているのですが、有効期限に対するイメージがない。会則に規約があるのかどうかを伺いたい。

栃木県会

会員証の更新について規約が無く、5年ごとの一斉更新である。

補助者証については、2年更新で一括ではない。

茨城会

会員証の更新について特別に規定が無く、5年ごとの一斉更新である。

補助者証については事務局の負担が大きいため、自分で5年ごとに更新してもらう方法に変える予定。

埼玉会

会員証の更新については、5年ごとの一斉更新である。

以前、経費節減のために10年更新を検討した事もあったが、日調連のQ&Aで会員証の有効期限は5年程度で更新するのが望ましいと詠われているので、5年の更新を採用している。

10年更新に変える事により、会員証カードの変更・事務局のシステム、プログラム変更等に伴う経費捻出が困難なため計画を断念した。補助者証の有効期限は、発行の日から5年と

し、更新申請をしてもらい更新する事となっている。

【議題5】 インターネット等を併用しての総会について導入状況(埼玉会 提案議題)

提案理由

日調連からの資料に基づきインターネット等を併用した総会を採用するかどうかを検討しているため、他会の状況を把握したい。

栃木県会

前回の総会で、日調連のモデル案を参考に会則を一部変更して、ハイブリッド型の総会が開催出来るように準備を整えている。

総会の様子をYouTubeによる配信も行っているが、投票権の導入はまだない。

茨城会

栃木県会同様、日調連のモデル案を参考に会則を改正して、総会の様子をYouTubeによる配信を行っている。

今年度は少し落ち着いてきたので、集合形式に段々また戻りつつある現状です。

群馬会

投票については、参集の委任状対応で可能ななどの考えです。

今のところ、会則を変える考えはない。

【議題6】 各会の苦情対応について(埼玉会 提案議題)

提案理由

苦情の電話が多いので、どの様に対応しているかお伺いしたい。

苦情処理申立書の書式に、申立てられた会員に資料を開示する文章を追記するが、どの様に対応しているかお伺いしたい。

茨城会

インターネットのメールで本会に寄せられる場合は、総務部長に転送されて会長・副会長と相談して、適切な回答をメールにて返信している。

メールによる苦情は、そのまま会員に開示している。

電話にて事務局に相談がある場合は、電話の聞き取り内容が事務局からメールが届き、場合によっては総務部長がその会員さんに直接電話出来る場合は、苦情内容を伝えて苦情のお客様への対応をお願いしますと伝えている。

栃木県会

業務対応委員会が、苦情の対応を全て行っています。

正副二人が当番になり輪番制で行い、正の担当者に電話して繋がらない場合は、副の方が対応する形式で現在数十名いる。

群馬会

大きな流れは、茨城会と一緒です。

事務局に届いた苦情は総務部長に連絡が入り、非行為があると疑わしい場合には、常任理事会後に綱紀委員会に掛けます。

非行為がないけど相手方がなかなか引き下がらない場合は、紛議調停委員会に掛けている。

【議題7】事務局における年次有給休暇を時間単位の年次有給休暇制度の導入状況
(埼玉会 提案議題)

提案理由

時間単位の年次有給休暇制度を導入する場合には、参考にお伺いしたい。

栃木県会

数年前から労使協定を結んでいて、既に実施している。

事務局の人件費がどんどん膨れ上がるのを防ぐ目的で、社会保険労務士のアドバイスを取り入れている。

事前に年次有給休暇を利用する場合は、総務部長にメールが届く事になっている。

執行部全員にタイムカードのスキャンデータが月ごとに、メールにて届く事にして事務局員の出勤時間等をチェックしている。

群馬会

例えば半日で用事を済ませて、また出勤して有給休暇を取った事にくれている。

事務局員同士で、うまく有給休暇を処理している。

時間単位の年次有給休暇制度の導入する事を前向きに検討したい。

茨城会

規定で有給が一日または半日なので、時間単位の年次有給休暇制度の導入する事を検討したい。

有給を取る前には、常任理事には一斉メールで届く。

最後に

四県連絡協議会 総務分科会の議事録のメモを取りながら、吉原部長もそうですが出席された総務部長の方々は、他の部長職を長年経験されてから総務部長に就任されております。

本会・関プロ・日調連との関連知識も豊富で、いずれは本会の副会長、会長に上り詰める人材なんだなあと感じました。

総務部 角田次長からの報告でした。

次に財務部から分科会報告です。



財務部次長 吉野久美子

令和4年11月6日(日)午後2時20分から午後3時40分「ホテルブリランテ武蔵野」にて四県連絡協議会財務部分科会が開催されました。出席者は、坂本親信茨城会財務部長、齋藤

剛栃木県会財務部長、吉野典房群馬会財務部長、高橋修埼玉会副会長、吉野久美子埼玉会財務部次長の5名です。協議内容は以下の通りです。

**【審議事項1】 インボイス制度の対応について
(埼玉会)**

令和5年10月1日から開始されるインボイス制度について、会員に研修会等を通じて周知徹底するとともに、各会の消費税会計についても税理士を交え、対応を検討していく必要があることを確認した。

【審議事項2】 会費未納の対応及び延納・減免措置について(群馬会)

会費の徴収方法、会費未納の対応及び延納・減免措置について各会から報告を受け、情報を交換した。各会ともに、滞納者の対応については苦慮している。対策としては、電話・ファックスによる督促(各会)や、延滞金徴収(栃木県会)、督促状発行手数料の徴収(群馬会・栃木県会)等を行っている。尚、栃木県会は、会費未納者・滞納者への対応指針を文書化し、運用統一性を確保している。

【審議事項3】 会員数減に対するの対策について(茨城会)

各会とも会員の減少傾向の中、様々な対策を行っている。会費額の検討、出前授業など会員増員の為の啓蒙活動、経費削減についての取組み等、各会から報告を受け将来的な会運営について協議した。

以上をもって四県連絡協議会分科会(財務部)の全ての審議および協議が終了したので散会した。

今まで他県の方々のお話を聞かせていただく機会がありませんでしたので、新鮮な体験となりました。近隣でありながら気候・言語がほんの少し異なるように、土地家屋調査士会も四県それぞれ個性があるのだなと感じました。

財務部 吉野次長からの報告でした。

次に業務部から分科会報告です。



業務部次長 樋口健

令和4年11月6日(日)午後2時10分から午後3時30分「ホテルブリランテ武蔵野」にて四県連絡協議会業務部分科会が開催されました。出席者は、茨城・栃木・群馬・埼玉各会の業務部長4名と埼玉会業務部次長の私 樋口の5名です。協議内容は以下の通りです。

**【審議事項1】 実地調査要領の改定状況の確認
(茨城会)**

栃木会から提案された議題2「改正不動産表示登記調査要領について」、群馬会から提案された議題4「実地調査要領改定に対しどのような意見があったか」、埼玉会から提案された議題5「各法務局の事務取扱要領改定について」については、本審議事項と関連するため一括議題として協議した。

各会とも法務局から提示された改定案について、本会で協議または、会への質問募集等を行い何度か法務局との打ち合わせを行ったとのこと。また、各会とも実地調査要領改定についての研修会を行い、群馬会では、改定した実地調査要領を冊子にして会員へ配布済み。他会も配布する予定である。会員からの意見や質問等はあまり無かったようである。

要領の改定内容としては、「筆界確認情報の取り扱いに関する指針」に伴う改定が主であるが、建物の種類の追加も行われている。

他局(最低でも隣県)の実地調査要領はお互いに情報共有しておく必要があり、できれば連合会の会員ページに全国の実地調査要領を掲載するなどしてもらえたら、という意見があった。

**【審議事項2】 「改正不動産表示登記調査要領」
について(栃木県会)**

審議事項 1 にて一括協議

【審議事項 3】 登記基準点の管理について(群馬会)

群馬で現在、登記基準点の認証を受ける案件があるが認証後の登記基準点の管理はどのように行っているか。

栃木、茨城では登記基準点が無いため不明。埼玉では熊谷市に登記基準点が多数あるが、震災前に認証を受けたものであり、震災後の改測やパラメータ変換等もされておらず、実際には管理されていない。

連合会に登記基準点管理に関する予算があるという情報提供もあった。

【審議事項 4】 実地調査要領改定に対し、どのような意見があったか教えていただきたい(群馬会)

審議事項 1 にて一括協議

【審議事項 5】 各法務局の事務取扱要領改定について(埼玉会)

審議事項 1 にて一括協議

【審議事項 6】 階段部分の上階床面積算定について(埼玉会)

令和 4 年 6 月 23 日民事二課事務連絡により今までの床面積算定方法が変わったが、各局ではどのような対応となったか。

栃木・群馬・埼玉では事務連絡に従って床面積算出方法を改め、会員へ周知させている。宇都宮局では「不動産表示登記調査要領」に階段部分の床面積算定について事例が図示されている。

茨城会では、本局から、法務局側での周知をまず行わないと混乱するため、調査士会会員への周知はまだしないようにと言われているとのこと。

以上をもって四県連絡協議会分科会(業務部)の全ての審議および協議が終了しました。

このような会合に出席したのは初めてでした

が、他会の会長さん、部長さん達と接する機会はなかなかありませんので、出席できてよかったです。

業務部 樋口次長からの報告でした。

次に研修部から分科会報告です。



研修部次長 鈴木正

令和 4 年 11 月 6 日(日)午後 2 時 10 分から午後 3 時 35 分「ホテルブリランテ武蔵野」にて四県連絡協議会研修部分科会が開催されました。出席者は、埼玉会研修部 高鷹尚登部長、茨城会研修部 高橋 琢部長、栃木県会研修部 小林 収部長、群馬会研修部 関 雅則部長、埼玉会研修部 鈴木 正次長の 5 名です。協議内容は以下の通りです。

午後 2 時 00 分 埼玉会研修部長 高鷹尚登が議長となり、開会する。

議事録作成者に埼玉会研修部次長 鈴木 正を指名した。

【審議事項 1】 民間等電子基準点の活用について(茨城会)

高橋部長 茨城会は 70 周年の記念事業として茨城土地家屋調査士会館の屋上に電子基準点を設置した。また台風被害により流された五浦海岸の六角堂の再建にあたり、ドローンを使った 3 次元測量から建物表題登記をおこそうという事業を継続中である。

ここで高橋部長より会報 2022 年 6 月号に掲載された「GNSS 測量の最新情報と DX 業務への活用」の記事が配布された。

- 高橋部長 掲載された高島先生は茨城会会員であり、高島先生を講師としてGNSS測量、RTK 測量の研修を行った。
- 高橋部長 最近は安価で高性能なGNSS受信機を手に入れることができるようになった。この受信機を使用することにより世界測地の座標があれば、基準点や境界点を探索するのが楽になった。山中での作業では特に重宝している。茨城会では若い土地家屋調査士を中心に活用し始めている。
- 小林部長 私も境界杭の探索に利用している。ちょっと境界杭をさがしてほしいというような依頼の時には便利だ。
- 高橋部長 また各事務所に電子基準点を設けるということも行っている。配布した記事の末尾にある善意の基準局掲示板に掲載されているような民間の電子基準点が多くなればより精度がよくなる。
- 高鷹部長 任意の電子基準点を設けることによって、より密な網を作ることになり誤差がうめられていくということですね。
- 高橋部長 高島先生の事務所の電子基準点は国土地理院からC級の認定を受けている。茨城土地家屋調査士会館の設けた電子基準点もC級認定を得た。
- 高橋部長 受信機があれば山の中で境界杭をさがすのにも便利だし、基準点らしき鉄が近くに2点あった場合には、どちらが正しいのか判断しやすい。
- 高鷹部長 街中でも有効なものなのではないでしょうか。山の測量だから適しているのでしょうか。
- 高橋部長 農耕集落や山林では有効だ。街中だからできないわけではない。公共測量作業規定に基づくやり方にも適応できるが、個人宅を測量するにあたり費用面で折り合うのかどうか疑問だ。
- 小林部長 栃木県会でも10月中旬に高島先生に来ていただき研修の収録を行った。11月中旬にYouTube配信を行う予定だ。すでに沖縄会から問い合わせがきている。会長に確認しなければいけないが他県にも配信できればと考えている。
- 高鷹部長 栃木県会の研修は民間の電子基準点の活用についてということですか。
- 小林部長 現場に出て実際に測量を行ったものを収録し、その後その映像を基に説明してもらうという形式です。
- 高橋部長 高島先生も言っているが、座標値が得られる理論を理解しておかないとそれぞれにずれが生じてしまう。茨城会では基礎編としてGNSSとは何か RTKとは何か 受信機はどう使うのかから講義しその後実務編とした。青調会ではスタティックで測った点と安価な受信機を使った場合の誤差を検証するというところも行っている。
- 関部長 群馬会も10月21日に高島先生に講義いただいた。その際、茨城会の屋上に電子基準点を設置していることを聞き、群馬会も設置できるよう予算を取る予定である。茨城会は電子基準点の活用に関しかなり進んでいるように思うが、普及率はどのようなのでしょうか。
- 高橋部長 青調会に加入している会員は半数く

らいが活用している。技術に長けた調査士は最新の測量技術に関心が高いが、年配の調査士にはなかなか受け入れられない。

新しいものは誰でも最初は分からない。GNSS 測量、RTK 測量が普及して一般的になった場合、オンライン申請と同じで移行しづらくなる。新しい測量技術を活用するかしないかは、それぞれの判断であるが、測量従事者として新しい測量技術を紹介していくことは重要である。

関部長 高島先生の話では半径 10km 圏内で電子基準点ができることが望ましいとのことだった。今後、普及できるようにしていきたい。

鈴木次長 世界測地系は公共的な要素が強い。各自治体に設置するなど協力を仰ぐことも必要ではないか。

高鷹部長 それには個人ではむずかしい。情報を共有し、一体となって普及促進につとめたい。

【審議事項 2】 所有者不明土地の取り扱いについて－実務－（茨城会）

高橋部長 昨今の調査士業務の中で実地調査要領の改定、所有者不明土地の取り扱いなど大きく変わってきたが、会員から隣地が所有者不明土地で立会いができない場合、登記が認められる具体的な指針に関する研修ができないかという要望があった。他会ではそのような研修を行っているのか聞きたい。

高鷹部長 所有者不明土地に関しては埼玉会として 9 月 12 日に東京財団政策研究所の吉原祥子先生に「所有者不明土

地問題と政策動向」について講義いただいた。具体的な研修ではなく、国庫帰属制度など国の政策として所有者不明土地にたいしどのような制度を設けたかについての講義だった。

高橋部長 法務局からは筆界確認情報の提供が困難な場合のフローチャートが示されている。明確な答えがあるわけではないためフローチャートを作成したのだと思うが、やはり分かりにくい。我々が実務をこなし事例を積み上げていくことが重要だ。

小林部長 筆界確認情報の提供が困難な場合の登記については明確な答えは出しづらいためあえてグレーゾーンとしているのではないか。

所有者不明土地については栃木県会でも何年か前に吉原先生に講義いただいたことがある。

関部長 群馬会では所有者不明土地に関して 12 月の役員研修で行うことになっている。

【審議事項 3】 各支部研修の動向 コロナ収束に向けて（群馬会）

【審議事項 4】 コロナ禍における研修方法について（埼玉会）

関部長 群馬会としての会員業務研修会は 10 月と 2 月に行っている。新入会員研修会も 3 月に行った。年次研修についても 8 月に 2 回行っている。群馬会としての研修はほぼ通常に戻っている。支部研修に関してはコロナ禍以降、各支部とも見送っているような状況である。支部研修は地区の調査士の親睦を深めるためにも重要だと思うが、他会ではどうして

いるのでしょうか。

声が多数ある。

小林部長 栃木県会は支部研修を年次研修とした。

ここで終了時間になり、審議は終了した。
以上をもって四県連絡協議会分科会(研修部)の全ての審議および協議が終了し散会した。

高鷹部長 群馬会の開催方法は会場だけですか。

関部長 会場と YouTube 配信の併用で行っている。遠方の調査士からは YouTube 配信はこれからも続けてほしいと要望がある。

【感想】

各会とも GNSS 測量など最新の測量技術を積極的に取り入れていることに大いに刺激を受けました。我々土地家屋調査士が他の士業と比較して大きく違うところは測量という技術を持つことだと思います。我々は測量という技術をもった法律家です。土地家屋調査士の受験者は年々減っていますが、我々が最新の測量技術を積極的に取り入れて現場で活躍する姿を若い人たちが見かけたら少しは興味を持ってもらえるのではないのでしょうか。

高橋部長 茨城会では昨年、会場を調査士会館と北部に1つ、南部に1つの3箇所設けての Web 配信で開催した。会場のマイクの性能が悪く聞き取りづらいう問題があった。今年は9月末に会場は1つにしてライブ配信を行った。年次研修については8月の6日、7日に行った。出席率は60%ほどだった。

研修部 鈴木次長からの報告でした。

最後に広報事業部からの分科会報告です。

小林部長 栃木県会の研修も年2回、会場と会場で収録したものを YouTube 配信し、視聴した会員には視聴報告にキーワードを入れてもらうことにしている。やはり、会員からはこれからもこの開催方法を続けてほしいと要望があった。YouTube 配信は何度も見返すことができるので助かるとの声もある。



広報事業部次長 亀井郁臣

高鷹部長 埼玉会では昨年、会場とライブ配信で研修を行ったが、やはりトラブルがあり、研修が中断した。何とか続けることができたが、費用面も考慮するとライブ配信は難しいと思っている。9月に行った研修は広めの会場を用意し、会場で収録したものを後日 YouTube 配信するという方法にした。会員からは概ね好評で、やはりこれからも続けてほしいという

令和4年11月6日(日)午後2時15分から午後3時30分「ホテルブリランテ武蔵野」にて四県連絡協議会広報事業部分科会が開催されました。出席者は、栗原芳裕茨城会広報副部長、高山尚彦栃木県会広報部長、吉野清明群馬会広報事業部長、高柳吉男埼玉会広報事業部長、亀井郁臣埼玉会広報事業次長の5名です。協議内容は以下の通りです。

【審議事項1】 SNS の活用法と注意点(茨城会)

茨城会：YouTube は開設しているが積極的な活用はしていない。

その他 SNS も利用していない。

埼玉会：YouTube は会員専用ページ内の研修動画等で利用している。その他

SNSは管理者の選定や何か問題が起きると困るので利用はしていない。

栃木県会：一般向けに動画を1本作成しホームページで公開している。研修部等では積極的に動画を編集し活用している。

群馬会：現在のところ活用はしていない。

【審議事項2】 出前講座・寄付講座(大学)について、内容・資料等はどうしているか(栃木県会)

栃木県会：工業高等学校1校(毎年同じ学校で土木科及び建築科の2年生)を対象に測量士補試験に向けてモチベーションをあげるような内容(座学+逆打)で行っている。

大学での寄付講座は行っておらず、小学校及び中学校も行っていない。

茨城会：工業高等学校3校(毎年同じ学校で土木科の3年生)を対象に行っている。生徒さんの進路が概ね決まっており、第2の人生として調査士を目指してもらえようような内容(座学+ドローン+逆打+タブレット等での3Dスキャン)で行っている。

大学での寄付講座は行っておらず、小学校及び中学校も行っていない。

群馬会：以前は中学校で行っていたがコロナ禍前に工業高等学校1年生を対象に切り替えた。1年生の時に土木科又は建築科の選択になるので、調査士を目指してもらえようような授業構成(座学+逆打)で行っているが、最近ではコロナの影響で開催していない。大学での寄付講座については対象となる大学が少ないため行っていない。

埼玉会：今年初めて工業高等学校の建築科で行った。過去には小学校及び中学校で各1回開催している。

大学での寄付講座は行っていない。

まとめ：各会とも、出前講座や寄付講座(大学)を行うには、学校との接点を作るのが難しいと感じている。特に大学に関しては太いパイプがないと開催するのは難しいとの認識であった。

工業高等学校(土木科や建築科)での出前講座は、座学よりも逆打作業やドローン作業に関心も持つ生徒さんが多数おり毎年好評を得ている状況である。

【審議事項3】 広報部のメンバーの人数や役割について(群馬会)

群馬会：3名で対応。メンバーは各地域に散らばっているため、なかなか集まらず部長がほぼ一人で対応している状況。

役割としては会報の取材など。

会報は年2回発行。

栃木県会：部員は理事3名+担当副会長1名の計4名で対応。

広報誌は部長がほぼ一人で執筆している。

写真については各部に依頼し、その他記事については支部長等を通じてお願いしている。

会報は年1回発行、四半期ごとに季報(A3で2枚程度)を発行している。

茨城会：部長と副部長の2名で対応。

記事については知っている調査士にお願いし、副部長が編集している。その他協力委員が何名かいて記事をお願いすることもある。

会報は年2回発行。

埼玉会：担当副会長1名+理事3名+委員8名で対応。

会議は昼間のみで記事は適宜分担し担当者を決めている。会報は年2回、会務通信(A3で2枚程度)を毎

月発行している。
出前授業等を開催する時は特別委員会を作る場合もある。

【審議事項4】 出前授業の費用 詳細を知りたい(埼玉会)

埼玉会：年間150万円位の予算がついており、今回の工業高校では70万円。中学校、小学校に至っては100万円を超える費用が掛かっている。但しこの費用に関しては、出前授業の経験が無く、手探り状態の中、一から作りあげていったため会議費や日当等が膨らんでしまったと考えられる。今後は過去に行った資料が存するので予算は抑えられると考えている。

茨城会：年間12万円。全て参加者はボランティアで日当7千円。
会議費や講師料、当日のお昼代も無い。
出前授業の資料は整っており、参加者のボランティア精神で成り立っている。

雨の場合は、教室で小さな測設作業や自動追尾のTSを使いデモを行う。あとはスマホのアプリを使い3Dスキャンを実施している。

群馬会：予算35万円、実質26万円位。会議もなく部長を中心にまわしている。参加者にはお昼代と日当+交通費を支給。
参加者のボランティア精神で成り立っている。

雨の場合は体育館等の広い場所を数カ所使い、晴れの日と同じような内容で規模を小さくして行っている。

栃木県会：日当8千円+交通費。毎回同じデータを使い同じ会場、前年度の役員が参加してくれるため余り費用が掛からない。

事前打ち合わせもほぼ行わず、講師

料も無し。
雨の場合は、動画等の準備はしているが12月開催のためほとんど雨が降らない。

【審議事項5】 外部広報について(埼玉会)

茨城会：連合会と共同して筑波ウォーキング大会(25キロ)を毎年開催している。あと看板は1ヶ所設置しているが、海沿いに設置されており錆び付いてしまっているため、撤去を予定している。

栃木県会：宇都宮マラソン大会に参加している。それから、公開講座を毎年行っており、結構な人数が集まっている。看板については2ヶ所に設置している。

埼玉会：毎年スリーデーマーチに参加。
埼玉友好士業協議会等による無料相談会への参加。

群馬会：ローカルテレビ局で約5秒のCMを流した。

【審議事項6】 用紙販売について

各会どのような用紙を販売しているか?(埼玉会)

茨城会：埼玉会と同じような用紙を販売している。

栃木県会：茨城会と同様。
オンラインは普及してきたが用紙の購入者は結構いる。

群馬会：当会も埼玉会と同じような用紙を販売している。

以上をもって四県連絡協議会分科会(広報事業部)の全ての審議および協議が終了したので散会した。

【参加した感想】

外部広報については、各会とも色々な広報事

業を思案しているが、費用対効果を考えるとなかなか実施に踏み切れないような状況であると感じられました。

内部広報に関しては、どの会も会報等に掲載する記事集めに苦労しているようでした。

個人的に注目していた出前授業は、四県とも工業高等学校で行っている経験があり、茨城会・栃木県会・群馬会に至っては毎年開催する方向でスケジュールが組まれていました。この工業高等学校での出前授業は、将来調査士を目指してもらえるような内容で各会とも行っており、継続する事により今後の調査士試験受験者数にも影響してくると思いました。埼玉会も昨年初

めて工業高等学校で開催しており、可能であれば工業高等学校での出前授業を継続し、他の工業高等学校でも開催できるよう働きかけていく必要性も重要なのではないかと感じました。

議事録作成者として分科会(広報事業部)に初めて参加いたしました。他会の皆様と色々な情報交換ができ、とても勉強になる有意義な一日となりました。

以上が、各部次長からの分科会報告となります。

広報事業部長 高柳吉男





狭山支部 狭山市担当
副支部長 篠原 剛



狭山支部 入間市担当
副支部長 浅海敬央

今昔入間基地

皆さんは狭山支部の区域である「狭山市」「入間市」と聞いて、何を連想されるでしょうか。多くの方が真っ先に「狭山茶」を連想されると思いますが、今回は敢えて両市に跨る航空自衛隊入間基地を中心にご紹介します。

入間基地の歴史は、昭和13年にまで遡りません。昭和12年8月に市ヶ谷から座間に移転した陸軍士官学校が同年10月に元所沢飛行学校跡に分校を設立し、これが昭和13年5月に豊岡町（現入間市）へ移転したのが始まりです。同年12月には陸軍航空士官学校へと昇格独立し、昭和16年3月に昭和天皇により「修武台」と命名され、終戦までの7年間、軍のリーダー育成機関の一つとなっていました。

そして太平洋戦争終結後の昭和20年9月にアメリカ第5空軍の司令部が設置され、昭和21年2月に「ジョンソン空軍基地」と命名されました。昭和33年8月、ジョンソン基地内に中部航空方面隊司令部が設置され航空自衛隊「入間基地」が発足。それに伴ってアメリカ軍の主力戦闘部隊は横田基地へと移動し、昭和38年6月28日をもって飛行場地区が日本に返還されました。

その後、昭和48年6月29日付でジョンソン基地の大部分168ヘクタールが東京防衛建設局より政府に返還され、昭和56年6月1日に国有財産中央審議会で基地跡地利用計画が最終決定されたことで両市の発展に大いに寄与することとなり、現在に至っています。

時は遡り、昭和20年の暮れ、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）は日本政府に対し連合軍の将兵とその家族向けの住宅「DEPENDENTS

HOUSING」（以下DH）の建設を命じました。その結果ジョンソン基地の中にも多くのDHが日本政府の費用で建設され、最終的にその数は500戸を超えました。DHには調度品や家具などが数十種類、照明はもちろん冷蔵庫、洗濯機、電子レンジなど当時の日本ではとても珍しかった電化製品も揃えられていました。

ジョンソン基地は横田基地からも近い拠点だったため、朝鮮戦争が始まると基地の増員に伴ってDHが不足していきます。そこで、その不足を補うために基地の外に民間事業者によるDHに準拠した仕様の住居（通称米軍ハウス）の建設が始まり、基地の周辺には米軍ハウスが一気に建ち並びました。基地のゲート近辺やRTOと呼ばれる鉄道輸送を管理する部隊の事務所が設置された西武新宿線入間川（現狭山市）駅には、クリーニング店（当時アメリカでは普通の洗濯物もクリーニング店に出していたそうです）や進駐軍相手の土産物店、飲み屋街が続々とオープンし賑わっていたそうです。

しかし、基地の返還に伴い徐々に軍人が減少していきます。すると、需要のなくなった米軍ハウスは一般市民に開放され、入れ替わりに当時のアメリカ文化に憧れた全国の若者などが居住するようになりますが、著しく老朽化した多くの米軍ハウスは次第に空き家となり次々と取壊されていきました。今となっては現存する米軍ハウスもごく僅かとなっています。

さて、このような歴史を持つ入間基地ですが、現在でもジョンソン基地当時の雰囲気を感じられるスポットがあります。

『ジョンソントウン』 入間市東町

2021年度グッドデザイン金賞を受賞した街並みの中には、改修されて現存する米軍ハウス23棟があります。切妻屋根に白い外壁の建物が並び、まるでジョンソン基地の時代にタイムスリップをしたかのような錯覚を覚えることでしょう。バラエティーに富んだショップやレストランもたくさんあるので、観光スポットとしても人気があり、テレビで何度も紹介されています。皆様ものんびりと散策してみたいはいかがでしょうか。

『レストラン ニックス』 狭山市入間川

狭山稲荷山公園の隣にある1960年開店の老

舗レストランです。ステーキと煮込みハンバーグが評判のお店で、ジョンソン基地の軍人や地元住民から長年にわたって親しまれてきました。狭山支部でも総会などで利用させていただくお店です。落ち着いた雰囲気の内にはジョンソン基地当時の白黒写真が飾られ、赤と白のブロックチェック柄テーブルクロスが当時のアメリカっぽさを演出しており、お店の歴史を感じながら食を堪能することができます。

いかがでしたでしょうか。狭山・入間の両市には他にも魅力的な場所がございます。是非ご来訪ください。



1966年頃のジョンソン基地第一ゲート



おすすめジョンソンバーガー



2022入間基地航空祭



ジョンソントウン

埼玉県北部 群馬じゃないよ・彩の街

熊谷支部 支部長 大澤美徳

私が支部長を務めております「熊谷支部」は、熊谷地区・行田地区・深谷地区・本庄地区・寄居地区の5地区により構成されています。私は熊谷市出身ですので、他の市町村の事はさほど詳しくありませんが、ご紹介させていただきます。

熊谷市は、2019年ラグビーワールドカップを開催した街の一つです。当時こんな小さな街で、ワールドカップを開催できるのか、不安でしたが、アクセス、会場の雰囲気などの評価が概ね好評でした。埼玉博会場の跡地に、ラグビー場、くまがやドーム、陸上競技場、ホテルを建設。熊谷市は「ラグビータウン」として知名度アップを図っています。2021年8月、「埼玉パナソニックワイルドナイツ」が熊谷ラグビー場に本拠地を移し、活動をしています。運が良ければ、「笑わない男・稲垣啓太」選手に逢えるかもしれません。女子ラグビーの「ARUKAS KUMAGAYA」の本拠地も同じラグビー場です。「埼玉武蔵ヒートベアーズ」野球・独立リーグ、「ASエルフェン埼玉」女子サッカーも、熊谷市をホームタウンとして活動しています。また、利根川河川敷は、「学生グライダー」の聖地と呼ばれています。熊谷市は、スポーツが盛んな街です。熊谷にお越しいただいた際には、「熊谷ラグビー場」-「妻沼聖天さま」-「荻野吟子記念館」-「グライダー」-「葛和田の渡し（赤岩渡船）」と、ご観光下さい。

行田市は、「埼玉古墳群」「忍城」が有名で

す。「忍城」は数年前、「のぼうの城」で映画の舞台になりました。また、マラソン足袋の「陸王」もTVドラマで放送され、「行田市」がブレイクしました。B級グルメでは、ゼリーフライが有名です。また、TVCMでおなじみの「十万石まんじゅう」は、お勧めです。

深谷市は、ネギ、渋沢栄一、ふっかちゃん、ふかや花園プレミアム・アウトレット、新一万円の顔、にぼうとう、と話題が豊富な街です。令和3年の大河ドラマ「青天を衝け」で渋沢栄一の生涯が描かれ、令和4年の大河ドラマ「鎌倉殿の13人」では、畠山重忠が「坂東武士の鑑」として登場しました。2024年には、新一万円の顔として渋沢栄一が登場します。まだまだ深谷市の快進撃は続きそうです。

本庄市は、本庄早稲田駅（新幹線駅）の周りが区画整理され、新しい建物が建築され、今後大きく発展する街です。ちなみに、埼玉最古の企業は、本庄市の「戸谷八商店」です。

寄居町は、交通の要衝で、秩父鉄道、東武鉄道、JR東日本と3路線の接続駅です。また、北条まつり、円良田湖、鉢形城跡、風布みかん狩りなど、自然豊かで、観光資源が豊富です。

埼玉県北部は、群馬ではないかと言われていますが、文化的、経済的交流が以前よりある事は否定できません。暑かったり、風が強かったりしますが、都会と田舎をバランスよく備えた地域だと思います。最後に、埼玉県北部の「偉人」、「国宝」、「日本一」を紹介して終わります。

「埼玉三偉人」

埼玉県ホームページに「埼玉三偉人」が在ります。この三偉人は、いずれも埼玉県北部の出身です。塙保己一（本庄市（旧児玉町）、渋沢栄一（深谷市）、荻野吟子（熊谷市（旧妻沼町））の三偉人です。塙保己一は、国学者で「群書類従」「続群書類従」を編纂。渋沢栄一は、近代日本経済の礎を築く。荻野吟子は、日本公認女医第1号です。各記念館が在りますので、埼玉県北部に来た際には、ぜひ、お立ち寄り下さい。

「国宝」

「稲荷山古墳出土鉄剣」は、行田市の稲荷山

古墳から出土。行田市に古墳群がある事は知っていましたが、国宝になる鉄剣が出土した時は、驚いた記憶が有ります。歓喜院（妻沼聖天山）は、熊谷市（旧妻沼町）にある仏教寺院です。パワースポットらしいですよ。

「日本一」

日本で一番の暑さを記録した街は、天気予報でおなじみの熊谷市です。熊谷市＝暑い、との認識はお持ちかと思いますが、冬はそれなりに寒いです。「埼玉パナソニックワイルドナイツ」は、2022年・リーグワン優勝。日本一のラグビーチームです。「埼玉」の名がありますので、埼玉県民皆さまの応援をお願いします。



塙保己一記念館



渋沢栄一記念館



荻野吟子記念館



行田 忍城



熊谷市(旧妻沼町) 聖天さま



『民法(物権法)改正』と 『土地基本法改正』

志木支部 若野滋男

1 はじめに

前回の相続法改正に引き続いて、今回は民法(物権法)改正についての誌上研修となります。

この物権法の改正における土地家屋調査士にとっての目玉は改正民法 209 条 1 項 2 号の「境界標の調査又は境界に関する測量」のための隣地使用权が規定されたことだと思います。

今回の誌上研修は、この改正民法 209 条 1 項 2 号の新設の背景にある土地基本法の改正の内容を見ることによって「境界標の調査又は境界に関する測量」のための隣地使用权について理解を深める一助となることを目的としています。

そしてこの理解は、日々の立会業務において「なぜわざわざ立ち会わなければならないのか？」という隣接地所有者からの問いに対する一つの答えになっているのではないかと私は考えています。もちろん、ここで述べる憲法論や法律論を大上段に話をする場面はそれほどないでしょうが、いざという時に使える理論として持っておくことに越したことはないと考えています。

2 土地制度の改革

今回の物権法の改正は令和 2 年の債権法改正と同様、明治以来の大改正です。物権法の改正は、所有者不明土地問題に端を発した一連の土地制度の改革の中に位置付けられます。

初めに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 年法律第 49 号)が制定され、所有者不明土地を地域の福祉及び利便のために使用することができる地域福祉増進事

業が含まれます。

次に表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第 15 号)が制定されました。これは「誰外何名」といういわゆる記名共有地等について、登記官が、所有者探索委員がした調査に基づいて所有者を特定し、その成果に基づき相当と認められる登記をすることになりました。

続いて土地基本法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 12 号)が成立し、土地所有者が土地を適正に管理して登記する責務等が定められました。

そして民法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 24 号)及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和 3 年法律第 25 号)が制定され、民法、不動産登記法等が改正されました。

これら令和 3 年の二つの法律の大部分は令和 5 年 4 月に施行されますが、不動産登記法の改正により導入される相続登記の義務化は令和 6 年 4 月 1 日となっています。

これらの法律はいずれも土地の筆界を明らかにする業務の専門家である土地家屋調査士(土地家屋調査士法 1 条)にとって重要な意味を持ちますが、今回はその中でも土地基本法の改正についてお伝えしたいと思います。

3 土地基本法の制定と改正の経緯

土地基本法は平成元年に成立しました(平成元年法律第 84 号)。この土地基本法等の一部を改正する法律が成立しました(令和 2 年法律第 12 号)。

土地基本法は、土地政策の基本体系を提示する法律ですが、土地基本法が必要な理由は、土地が人々の生活と社会経済の基盤となる空間であるからとされています。そのため、土地について多岐に渡る施策と、その根拠となる法制の整備が必要で、それらが膨大になるため、土地に関する基本理念を明らかにし、土地政策における基本的施策を示す必要があるのです。

平成の土地基本法が制定された理由は、いわゆる土地ころがしによって生じたバブルを抑え込むため、事業者による土地の投機的取引を抑制するため、投機ではなく土地の利用を促しました。ここで事業者とは投機的取引に関わる不動産業者であり、それに資金を出す金融機関でした。

そのため、平成の土地基本法の目的（旧第1条・以下単に旧・条数を掲げるものは改正前土地基本法）は、「この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適正な土地利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地価の形成を図るための土地対策を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と「事業者」をも対象とした「適切な土地利用の確保」が目的に加えられています。

これに対して、令和の土地基本法は、所有者不明土地問題、ひいては人口減少社会に向かう中で、土地の利用とともに土地の管理の重要性が明確化されました。土地の管理については、平成の土地基本法では、土地の利用のみの計画の策定等が規定されていましたが（旧第11条）、令和の土地基本法では、国及び地方公共団体が土地の利用及び管理に関する計画の策定等が規定されました（第12条・以下単に条数を掲げるものは改正前土地基本法）。また、管理不全土地の適正な利活用のため取引需要との接合を講じるものとされました（第13条4項、5項）。

そして、土地の管理については、国や地方公共団体、事業者のみでできるものではなく、令

和の土地基本法の目的（第1条）には「この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに土地所有者等、国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、土地が有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良好な環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理並びにこれらを促進するための土地の取引の円滑化及び適正な地価の形成に関する施策を総合的に推進し、もって地域の活性化及び安全で持続可能な社会の形成を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と「土地所有者等」が加わっています。

4 土地基本法の内容

また、土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者（4条）の責務の規定が設けられました（6条）。

土地基本法4条は、土地の円滑かつ適正な取引を掲げます。

（円滑な取引等）

第4条 土地は、土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者（以下「土地所有者等」という。）による適正な利用及び管理を促進する観点から、円滑に取引されるものとする。

2 土地は、投機的取引の対象とされてはならない。

ここで適正な取引にあたっては、土地の所有権の境界が明確になっていなければならないということは当然のことと言えます。

そして、令和の土地基本法の中で境界や地籍について初めて規定された土地所有者の責務（6条2項）と地籍概念（18条）が土地家屋調査士にとって重要です。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念（以下「土地についての基本理念」という。）にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。

2 土地の所有者は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。

3 土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

ここで所有権の境界の明確化のための措置とは、隣地との境界を明確にするため積極的に行方をし、また、不明確になるような行為をしない不作為の責務を意味し、さらに境界を明確にするため隣地の権利者や公的機関が調査や測量をする際、現地において立ち会うなどして協力をするよう努める責務を負うとされています。

また、ここで責務とされ義務とされていないのは土地基本法が理念の次元のもので、個別の法律が義務を定めるからです。

(調査の実施等)

第18条 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等に関し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の円滑な実施に資するため、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等の土地に関する情報を提供するように努めるものとする。

地籍とは、土地の位置を見定め、その所有者を明らかにし、また、その土地の区画を明確に定めて形状を知ることにより得られる情報の総

体とされています。国土調査法に基づく地籍調査などにより地籍を調査し、その成果は不動産登記法14条1項の地図となります。

ながく地籍調査を支えてきた国土調査法は、ここ土地政策上の法体系上、明瞭な位置を与えられました。

そしてこの所有者等の責務の規定を受けて今般の改正後民法では、209条1項2号として「境界標の調査又は境界に関する測量」のための隣地使用権が規定されました。

5 公共の福祉の優先

では、この隣地使用権が規定されたことによって、測量のためであればいつでも隣地にずかずか入っていけるのでしょうか。この隣地使用権の限界も考えておく必要があります。

この限界を考えるうえで、土地基本法2条に規定される「公共の福祉の優先」の意味を見ておく必要があります。

(土地についての公共の福祉優先)

第2条 土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用及び管理が他の土地の利用及び管理と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地の利用及び管理の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に係る特性を有していることに鑑み、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。

公共の福祉による制限というと、国家による私権の制限として、法律がありさえすれば人権を規制できるという法律の留保を考える方もいらっしゃるかもしれませんが。しかし、日本国憲法では、人権は原則として公権力によって侵されないという不可侵性（憲法11条、97条）をうたっているものであり、法律があれば人権制限ができることになりません。

もっとも人権は絶対無制約ではなく、人権相

互の矛盾衝突を調整する実質的公平の原理としての公共の福祉による制限は認められます。

ただここでの公共の福祉は憲法 29 条 2 項の「財産権の内容が公共の福祉に適合するように法律で定める」とあるのに対して、土地基本法の「優先」とはこの憲法の「適合」と反するように見えるかもしれません。しかし、憲法は財産権全般に公共の福祉への適合を求めるが、土地に関してはその特性に鑑みて公共の福祉が優先するという在り方が、適合するという要請の具体の意味であると考えられています。

その土地の特性とは 4 つあり、土地は、「現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること」、「国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること」、「その利用及び管理が他の土地の利用及び管理と密接な関係を有するものであること」、「その価値が主として人口及び産業の動向、土地の利用及び管理の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること」等公共の利害に関係する特性を有していることに鑑み、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。」(2 条)とされています。

そして、憲法 29 条が定める公共の福祉の内容につきどのようなものが憲法から見て望まれるかということを経橋するのが土地基本法ということになります。適正な土地の利用と管理を実現するために公共の福祉を優先するという方針が土地基本法により提示されるのです。

その具体例が、土地所有者の責務としての境界の明確化のための措置であり、また土地所有者がその管理を怠り、周辺環境に悪影響を及ぼすことになる場合は、その自由を留保なく尊重することは許されないこととなります。所有者不明土地管理制度（改正民法 264 条の 2）、

管理不全土地管理制度（改正民法 264 条の 9）により、裁判所から選任された管理人が土地についてする権能の行使を是認する根拠となります。

もっとも基本的人権を尊重する日本国憲法においては、公共の福祉（憲法 13 条）による制約は必要最小限度のものでなければならないとされています。

そのため、個別法に規定される制限についても必要最小限度のものでなければならないということになります。したがって、改正民法 209 条 1 項 2 号の「境界標の調査又は境界に関する測量」のための隣地使用権の行使についても必要最小限度のものでなければならないということになります。

そして、立ち入りの連絡については原則は 2 週間前に通知し、明示の反対のある場合は、土地家屋調査士会 ADR、裁判上の請求や筆界特定の申立てに基づかななくてはならないということになるかと思えます。

これらの土地政策を背景にして、私たちが日々行う境界立会業務が存在するとすれば、土地基本法改正を含めた土地制度の改革が「なぜ立ち会わなければならないのか」という問いに対する一つの答えになっているのではないかと考えます。そのために土地家屋調査士としての専門家の説明責任にあたり、私も勉強を続けていかなければならないという思いを新たにしました。今回の誌上研修が役に立つことがあれば望外の喜びです。

参考文献

土地法制の改革—土地の利用・管理・放棄 山野目章夫著
憲法 第 7 版 芦部信喜 著、高橋和之 補訂

出前授業実施報告

広報事業委員 安澤利悦

令和4年7月28日（木）、埼玉県立春日部工業高等学校において出前授業が行われました。これは社会貢献活動の一環として検討されておりました事業計画であり、埼玉会としては3回目の活動となります。

この事業を成功させるべく、広報事業部において約1年におよび実施のために準備を行い、事業実施にこぎつけましたことをここにご報告いたします。

開催趣旨

1. 調査士の未来につながる活動であること
2. 社会貢献活動として受け入れられる活動であること
3. 費用対効果が見込まれる活動であること

出前授業実施前の作業・調査

令和4年7月28日はすでに学校は夏休みに入っていること、また出前授業の対象生徒が建築科であるため、どのぐらいの人数が興味・関心を持ち、参加してくれるかが未知数であったため、学校側に協力を要請し、事前にフライヤー（告知のポスター）を教室等に掲示していただき、また土地家屋調査士という職業がどの程度周知されているかを確認すべく、アンケートを実施しました。



掲示されたフライヤー

春日部工業高校 出前授業 事前アンケート

2022年7月
全回答数 213人

問1 「土地家屋調査士」という職業を知っていますか？			
	1	はい	11 5%
	2	いいえ	202 95%

問2 問1で「はい」と答えた方にお聞きします。 2-1. どこで知りましたか？			
	1	テレビ	5
	2	新聞・雑誌	0
	3	ネット	2
	4	授業	1
	5	親・知人	3
	6	知人が調査士	0
	7	その他	0

2-2. 何をやる職業か知っていますか？			
	1	知っている	1
	2	何となく知っている	7
	3	知らない	3

2-3. 調査士の資格を取ろうと考えたことはありますか？			
	1	はい	0
	2	いいえ	11

問3 建築士の資格を取得する予定はありますか？			
	1	はい	141 66%
	2	いいえ	66 31%
	3	未回答	6 3%

問4 将来就きたい職業は決まっていますか？			
	1	決まっている	46 22%
	2	何となく決まっている	93 44%
	3	まだ決めていない	73 34%
	4	未回答	1 0%

問5 問4で「決まっている」「何となく決まっている」と答えた方に質問です。 どんな職業ですか？			
135名回答		建築関係（大工・設計等含む）	114 54%
		医療系	4
		公務員・学芸員	6
		パソコン関係	2
		食に関する仕事	1
		舞台系	1
		接客業・営業	2
		物を作る職業	1
		都市生活学に関係するもの	1
		バイク関係	1
		イベント関係	1
		この学校で得た技術などをつかえる仕事	1

問6 今度の出前授業で調査士に聞いてみたい事はありますか？	
	どんな職業か
	収入
	男女比
	資格試験内容
	使う道具
	大変なことは何か

上記アンケート結果から考察すると、アンケート対象者が建築科の生徒さんだったということを考慮に入れても、土地家屋調査士という職業の認知度は相当低いことが見受けられます。

そのため今回のような出前授業等の活動を通じて、いかに土地家屋調査士という職業に対して興味・関心をもってもらい、将来就きたい職業の選択肢の一つとして考えてもらえるかが、現在減少傾向にある土地家屋調査士の増加につながる重要な役割を果たすものと感じました。

また、今回の出前授業の参加希望者を募った結果、建築科の男子生徒5名、女子生徒5名の合計10名の参加者となりました。

やはり建築科の生徒が対象であること、実施日が夏休みの最中であったことから、当初想定していた人数よりも少なかったため、拍子抜けした感じはありましたが、集まってくれた生徒さんたちが楽しみ、また興味をもってもらえるような出前授業にしよう!という思いで準備をし、当日を迎えました。

当日までの役割分担

令和4年度 出前授業 役割分担表

ブロック	支部	役職	氏名	挨拶 (開会) (閉会)	講師	案内文 作成 (チラシ)	アンケート 作成 (事前事後)	アンケート 集計	写真 ビデオ班	タイム キーパー	取材班 記事作成 (会報用)	実施報告 作成	授業用 資料作成	3時間目 フィードバック お手伝い
	熊谷	会長	タカヤナギ ジュンノスケ 高柳 淳之助											
	越谷	担当副会長	タカハシ オサム 高橋 修											
	大宮	部長	タカヤナギ ヨシオ 高柳 吉男	○閉会							○			
	川口	次長	カメイ フミタカ 亀井 郁臣						△		△			
	草加	理事	ヨシザワ ヒロシ 吉澤 寛											
1	南部	浦和	ナガスマ ケン 長沼 健											
2	南部	大宮	アンザワ トシヨシ 安澤 利悦				○事後			○	○	○		
3	南部	上尾	サカイ ミどり 酒井 みどり			◎				○				
4	東部	埼玉	オガワ テツキ 小川 哲也	司会 ○開会						○				
5	東部	越谷	イサザキ ナオト 伊勢崎 直人						△		△			
6	東部	春日部	エンドウ ヨシアキ 遠藤 義明			◎				○				
7	西部	川越	シラキ ヤスノリ 白木 康範						△		△			
8	北部	熊谷	イトイ ナオユキ 糸井 尚之				◎事前							
9	南部	上尾	イノ サユリ 飯野 小百合		○									
10	東部	草加	ハヤシ モトスケ 林 資祐		○									

事務局

全員参加

全員参加

※◎は6月末日を作成目途とする。△については、セッティングや資料等の運搬及びサポート等を行い、流動的な役割とする。
※実施報告作成については、作成段階になったら追加メンバーの考慮等を行っていく。

出前授業 2022 開催 当日のタイムスケジュール

令和4年度 出前授業 タイムスケジュール

日時 : 令和4年7月28日(木)
 場所 : 埼玉県立春日部工業高等学校
 時間 : 9:00~12:00 1~3限目 各50分
 対象人数 : 30名程度

時間		内容	場所		内容
8:00		現地集合	春日部工業高校		集合場所は正門の奥にある大階段前
		セッティング	教室	座学担当	高橋副会長・高柳部長 飯野・林・長沼・安澤・酒井・小川・遠藤(各委員)
		セッティング	大階段前	外担当	亀井次長・吉澤理事 伊勢崎・白木・糸井(各委員)

※教室内に入るためのスリッパは、高校側から借用

※埼玉測機社様は10:00位に現地集合予定

春日部工業高等学校 出前授業

司会進行：小川

時間		内容	場所	担当	内容
9:00~9:10	10分	開会挨拶	教室	小川	
9:10~9:50	40分	座学①	教室	飯野・林	土地家屋調査士って何してる人？
休憩	10分				
10:00~10:50	50分	座学②	教室	飯野・林	建築士と土地家屋調査士のダブルライセンスはこんなところがステキ♪
休憩・移動	10分				※フィールドワーク会場へ移動
11:00~11:50	50分	フィールドワーク	大階段前	埼玉測機社	最新測量機器の紹介 測量体験(便利な機能:点間距離の観測など) 調査士が使う境界標及び現場道具等の説明
11:50~12:00	10分	お土産贈呈 記念撮影 閉会挨拶	大階段前	高柳	

撤収予定時刻 12:30

- ・当日の機材等搬入係
 亀井…パソコン関係 座学黑板掲示資料 ビデオカメラ デジカメ ボイスレコーダー
 白木…お土産 横断幕 境界サンプル(境界サンプルはフィールドワーク終了後、埼玉測機社様へ返却)
 糸井…境界石 Wスコップ 現場道具
- ・車の乗り入れ台数 埼玉測機社、亀井、糸井、白木(最大4台)
 (正門駐車場が満車の場合、裏門駐車場を利用する)

20220722_委員会後確定

出前授業開催当日

令和4年7月28日(木)、埼玉県立春日部工業高校において出前授業を開催しました。

午前中から気温30度を超える猛暑の中での開催でしたが、体調不良を訴える人もなく事前準備を行い、参加希望者である10名が教室内に予定どおり集合し、定刻の午前9時より同校卒業生である小川委員の開会挨拶後に座学が開始となりました。

今回の座学では林委員、飯野委員が講師を務めました。

座学① 9:10~9:50 (40分)

この講義では、まず土地家屋調査士とはどのような職業で何をやっている人たちなのかを理解してもらうところから始まりました。

続いて、「登記」というものに対する理解度が低いであろうと予想していたため、受講者が建築科の生徒さんであることから、最初にあらかじめピックアップしておいた国内にある変わった形の建物を題材に建物の登記の事例等を紹介し、次に土地に関しては春日部工業高校の地積測量図等を用いて土地の登記に関する事例を紹介し、「登記」に関する理解度を高めてもらうことを考えました。

また表示に関する登記を業とするのは土地家屋調査士だけであることを強くアピールし、土地家屋調査士という職業が社会的にいかに関わる重要な職業であるかを説明しました。

座学② 10:00~10:50 (50分)

この講義では土地家屋調査士試験の概要、また事前アンケート集計結果から、将来建築士になりたいと考えている生徒さんが多いので、土地家屋調査士とのダブルライセンス取得(および行政書士等の他資格とのダブルライセンス)のメリット等を、実際に取得している委員の体験談を紹介しながら行いました。

また、現場作業等にはこんなメリットがあるが、当然のことながらデメリットも存在することを作業中に起きた体験談などを交えて紹介しました。

そして、やはり一番生徒さんたちが聞きたいのではないかと想定していた、土地家屋調査士を取得したことでの仕事の報酬額、年間どのくらい稼げるのかを一例を挙げて説明し、座学はすべて無事に終了となりました。

また、座学①と座学②の間の休憩時間には高柳部長と長沼委員が、生徒さんから今回参加した理由や、座学の感想などをマイク片手に聞いて回り、「面白かった」、「難しいけど理解できた」、「登記されていることがわかった」などの生の声を聞くことができました。

座学の講師をした林委員、飯野委員の終了後の感想としては、貴重な夏休みの時間を割いて参加してくれた10名だけあって、とても熱心に講義を聞いてくれ、時にはメモを取るなどして生徒さんたちの印象はとてもよく、手ごたえも相当あったようです。

特に座学②の後半、報酬に関する講義に関しては全員が一斉にメモを取り始める姿を教室の後方にいた筆者も目の当たりにして、やはり将来就きたい職業としてはここが一番重要なのだなと感じ、今後の出前授業を行う上での参考になりました。

講師を務めていただいた林委員、飯野委員大変お疲れさまでした。

フィールドワーク 11:00~11:50 (50分)

座学②の終了後の休憩時間を利用して全員が屋外の会場に移動し、フィールドワークを行いました。

前半では協力企業である埼玉測機社様があらかじめ設置されていた最新測量機器を用いて、機器の説明、使用方法、便利な機能の紹介等があり、実際に最新測量機器に触れたり覗いたりしてもらいました。また、実際に土地家屋調査士が使用しているコンクリート杭や金属プレート等の境界標、現場道具等が展示されており、説明を受けながら触れてもらうことができました。

後半では実際に測量体験をしてもらおうということで、2台の測量機器を準備し、男子と女

子5名ずつ2班に分かれ、まず一人が距離を設定（例えば10m）し、自分で歩測を行い、その後測量機器で計測した2点間距離との誤差がどのくらいあるのかを競うといったことをゲーム感覚で行ってもらいました。

建築科の生徒さんということもあり、最初は触れたこともない測量機器に恐る恐る触れていた印象でしたが、時間がたつにつれて徐々に楽しくなってきたようで、最後には先生や委員の数名を巻き込んでの点間距離計測大会となりました。

さすがに委員の方の歩測と点間距離との誤差が一番小さかったようで、面目躍如といったところでした。

お土産贈呈・記念撮影・閉会挨拶 11:50~12:00

フィールドワークが終了後、生徒さん、協力いただいた先生方にお土産を贈呈し、全員で記念撮影を行い、高柳部長の閉会挨拶で今回の出前授業全日程が無事に終了しました。

終了後、参加された生徒さん全員に事後アンケートを書いていただきました。



アンケート集計結果

春日部工業高校 出前授業 事後アンケート

2022年7月
全回答数 10人

問1 今回の授業内容はどうか？			
1	面白かった	10	100%
2	つまらなかった	0	0%
3	どちらとも言えない	0	0%
4	難しかった	0	0%
5	その他	0	0%

問2 土地家屋調査士の仕事を理解できましたか？			
1	理解できた	9	90%
2	少し理解できた	1	10%
3	理解できなかった	0	0%

問3 土地や建物の「登記」について理解できましたか？			
1	理解できた	7	70%
2	少し理解できた	3	30%
3	理解できなかった	0	0%

問4 測量機器に実際に触れ、体験してみてどうか？（複数回答可）			
1	楽しかった	10	
2	つまらなかった	0	
3	簡単だった	1	
4	難しかった	1	

問5 土地家屋調査士に興味がありましたか？			
1	興味がわいた	6	60%
2	少し興味がわいた	4	40%
3	興味がわかなかった	0	0%

問6 「土地家屋調査士」という職業に就きたいと思いませんか？			
1	思った	2	20%
2	少し思った	8	80%
3	思わなかった	0	0%

問7 今後、建築科の高校生を対象に今回のような出前授業を開催したほうが良いとおもいますか？			
1	思う	8	80%
2	少し思う	2	20%
3	思わない	0	0%

問8 今回の出前授業を受けて感じたこと、思ったことがあったらお答えください。			
<ul style="list-style-type: none"> ・今までは土地家屋調査士と聞いて、どんな仕事をするのか全然分からなかったけれど、実際にスペシャリストの方々に目の前で話していただいたことによって仕事の内容や大変さを理解でき、面白さを知ることができました。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・毎日登記の依頼は来るのですか？また、依頼される回数ほどのくらいですか？ 			
<ul style="list-style-type: none"> ・授業をうけて、どのような仕事なのか理解することができた。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・もっと難しいと思っていたけど、思っていたより楽しかったです。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・登記についてくわしく知れた。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・授業を受けて、土地家屋調査士に興味がありました。もし、土地家屋調査士になったら、先生方のようにお金をたくさん稼ぎたいです。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・登記については少し難しかったけど実際道具に触れることができとても楽しかったです。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・将来、土地家屋調査士の資格を取ってみたいと思いました。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋調査士は家の地下のことだとおもっていたが、ちがくて、勉強になりました。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・一つの仕事でもいろいろなものがくみあわさって建物ができていることがわかっておもしろいと思いました。 			

今回の出前授業に関して感じたことは、当初の予想では参加者が30名ぐらい集まるのではないかと考えていましたが実際には10名であり、準備する側としては少々寂しく、あまり盛況にならないのではないかと考えていました。

しかし実際に出前授業を行ってみると10名という少人数であることが生徒さん一人一人の表情や意見をくみ取ることができ、またフィールドワークにおいては時間内に全員が測量体験をすることができたことなどから、逆に少人数だったことが充実した出前授業につながったのではないかと考え、今後の出前授業のあり方の参考になるのではないかと考えていました。

また事後アンケートを鑑みると、土地家屋調

査士という職業の存在や仕事内容に対して少なからず興味をもってもらえたものと考え、長い間進めてきた準備が報われた思いでいっぱいです。

最後に実施にあたり快くお引き受けいただいた上に、多大なるご協力をいただいた埼玉県立春日部工業高等学校の荻原校長をはじめ教職員の皆様、そして参加された10名の生徒の皆様、心より感謝申し上げます。

また、準備を続けてきた広報事業部の皆様、当日のフィールドワークにご協力をいただいた埼玉測機社様、猛暑の中大変お疲れさまでした。心よりお礼申し上げます。



夫婦で調査士

上尾支部 竹内由美

上尾支部の竹内由美です。平成17年に登録して現在17年目になります。夫の夫も土地家屋調査士をしており、夫婦ともに土地家屋調査士事務所を営んでいます。

私が登録した際にすでに夫は土地家屋調査士として開業後一年ほど経っており、歳の近い同業者として親しくなり結婚に至りました。その後、二人の子どもに恵まれ、現在は中学一年生の長男、小学四年生の長女と四人で暮らしています。

『夫婦で調査士』というテーマで今回のお話を頂いた訳ですが、夫婦ともに調査士という方は何組かいらっしゃると思うのですが、別々の事務所でそれぞれ業務を行っている夫婦は確かに珍しいかと思えます。

あらかじめ頂いた質問をもとに、夫婦それぞれが答える形でわれわれ夫婦の日常をほんの少しですがご紹介したいと思います。

☆家でも仕事の話をするか？

夫：ほぼ毎日します。仕事の内容や、研修会の事、支部活動の事など。

由美：します。雑談のようなものも含めて仕事にまつわる話しは多いです。

☆仕事の話をしていて見解の相違などで気まぐしくなったりする事はあるか？

夫：あります。他人の現場の状況を100%理解するのは面倒なので、適当な回答を出します。そうすると適当な回答に真面目に反応するのでかたくなくなります。

男性と女性の脳の構造上で物事の見方、

考え方が異なる事も原因かと思えます。現場の北側とか西側とか言ってもほぼ通じません。

由美：もちろん見解の相違はたびたびあります。夫は『適当な回答』と答えています。夫がいつも丁寧に話してくれます。

☆ご夫婦別々の事務所形態の場合、守秘義務の関係でお互い依頼を受けている案件の相談は出来ないのか？

夫：よく相談します。一般論として会話しますのでお客様の個人的な情報はない中で話をします。

由美：相談はします。自分の仕事の進め方に不安な時は聞いてもらうだけでもありがたいです。守秘義務には気を付けています。

☆なぜ別々の事務所で業務を行うことになったのか？

夫：自分は桶川市内を中心に、地元の業者様や地主様からの仕事を請け負います。基本的にワンマン測量です。事務所には自分しかいませんので気ままです。

妻は妻の父(元会員の中川征夫)が立ち上げた測量会社内で土地家屋調査士をしています。特に義父が亡くなってからは、会社唯一の資格者として活躍しています。お互いが別の場所で働いた方が、いろいろな面でメリットが有ると感じています。

由美：知り合った時点ですでに別々に業務を行っていたので、自然の流れで今のようになりなりました。夫が忙しそうなき

に現場作業の手伝いを申し出たりするのですが、何故か必ず断られます。ですので実はいまだに現場作業をする夫の姿を見たことがありません(汗)

☆夫婦同一事務所で業務を行うという選択肢は無かったのか？

大介：学校の先生が、夫婦で同じ学校で働かないのと同じような感覚で、自分たちには当たり前前の感じでした。

由美：一緒に業務をするとは考えたことはありませんでした。今のスタイルが自分たちにとって一番しっくりきます。お財布は二つあった方が安心です！

☆同業者だからこそ、気を付けていることはあるか？

大介：お互いの仕事に関して、守秘義務を念頭に置いて話をする事です。

由美：基本的に同じようなエリア、人間関係の中で仕事をしているので会話の内容には気を付けています。

☆意見がぶつかったとき、どのように解決するか？

大介：なるほどねーと言って、話しを切り上げます。

由美：夫の方がわずかに先輩なので尊重します。

☆馴れ初めは？

大介：上尾支部の研修会(確か、上尾の法務局が会場だった?)で初めて話をしたと思います。

自分が東京法経学院の添削指導員として、妻の答案の丸付けをしていた事も、付き合ってるなかで判明しました。

由美：支部研修会で知り合ってから、しばらくして谷川岳に登山に行きました。思いのほか話しが弾んでとても楽しい一日となりました。答案の採点に関しては、いつもきれいな字で優しいコメントが書いてあり、当時は女性だと思っていたので聞

いたときは驚きました。

☆夫婦の間に約束事はあるか？

大介：明文化された約束はありませんが、妻の言う事を素直に聞くと言うことに尽きると思います。

由美：とくに二人の間に約束事などはありません。

☆夫婦の間に大切にしていることは？

大介：お互いの親、兄弟、友達との付き合いも大切に考えるようにしています。

由美：夫の話しをよく聞くことでしょうか。でも残念ながら私の話しはあまり聞いてもらえていないようです。

☆結婚してよかったなあと思う瞬間はどんなときか？

大介：妻と価値観を共有出来て、話が合った時。子どもたちが嬉しい事や厄介な出来事を持ち込んで来た時。

由美：私のことを理解してくれているな、と感じたときはとても嬉しく思います。また、結婚をしてもそれまでの環境を変えることなく仕事を続けることが出来て本当に助かりました。

☆それぞれお小遣い制か？

大介：自分は事務所の接待交際費をやり繰りしています。詳細は妻には内緒です(汗)

由美：夫がどれくらい使っているかは知りませんが、散財する人ではないので安心してます。私の収入は家計に必要な分と自分のお小遣いを差し引いてすべて夫に渡しています。ちなみに夫は私のお小遣いの額は知りません。

☆家事の分担等は決めているか？

大介：料理はほぼ100%妻、片付けは自分となっています。それ以外は半々と言ったところですよ。

由美：とくに決めていません。そもそも夫は家事を私(妻)の仕事と考えていません。一

人よりも二人でやるほうが効率がよいと考えているようです。私の体調不良や急な残業も快く対応してくれます。子どもたちにとっても、家事をしているお父さんの姿は日常です。

☆お互いの長所は？

大介：プリっとしているところ。

由美：非常に勤勉なところ。夫は英語の勉強をしているのですが、もう何年も欠かさずに続けています。夢中になって夜遅い時間に大声でしゃべりだすのでびっくりします。

☆夫婦で調査士の、良かった点、悪かった点は？

大介：調査士の仕事の辛さは、調査士にしか共有されないと思います。話し相手が家族にいる事はメリットしかないです。

由美：相談相手が身近にいることは大変ありがたいです。が、時に勉強不足を叱られるので辛いです。

☆夫婦で調査士を継続するための秘訣は。

大介：世間の共働きの方と一緒に、家事をうまく分担する事かと思います。

由美：あまり意識したことは無いのですが、お

互いへの配慮でしょうか。

☆調査士業務をする上でそれぞれのモットーは？

大介：事務所の理念として『土地家屋調査士の職責を全うして、お客様の安心・安全な生活に貢献すること。』

由美：お客様の身になってよく話しを聞くことです。女性ならではの視点できめ細やかな対応を心がけています。

☆将来、一緒に業務を行う予定はあるか？

大介：妻が定年退職をしたら、一緒に働くこともあるかも知れません。

由美：考えたことが無かったのですが、それも楽しそうですね。

終わりに『夫婦で調査士』といっても、ごく普通の共働きの家庭と変わりありません。日常生活の中では、最近子どもたちに『土地家屋調査士ってどんな仕事？』とよく聞かれるようになりました。私も彼らくらいの年齢のころに父に同じことを聞いた記憶があります。当時は『お父さんは社会に役立つ立派な仕事をしている』と、とても誇らしい思いでいたことを思い出しました。私たち夫婦も子どもにそう思われるようにありたいものです。



竹内ファミリー

新入会員の抱負



埼葛支部 島野 幸

はじめまして、令和4年2月に入会いたしました埼葛支部 島野幸と申します。私が土地家屋調査士を目指したきっかけは、夫が司法書士試験に合格し自宅で事務所を開設することになりダブルライセンスとして勤められたことです。それまでは10年以上主婦。実務経験も無く試験合格後も何をしたらいいのかわからずに過ごしておりましたが、自身がやりたいと思って取得した資格、踏み出さなければ何も始まらないと思い切って登録開業を決意しました。現在は、ご縁があり同市内の先生の事務所で修行をさせていただきながら少しずつ経験を積んでおります。また、埼玉青調会に所属し月例会や定例会などに参加をして日常業務について深く学んだり、初めての業務について助けていただいております。今は、色々な方々に支えられているばかりですが経験・勉強を積み、土地家屋調査士としての責任を抱き、多方向にご恩返しができるように日々研鑽に努めます。どうぞよろしくお願いたします。

今後共、どうぞご指導ご鞭撻の程、宜しくお願致します。



熊谷支部 片貝 崇

皆様はじめまして。令和4年4月に熊谷支部に入会しました、片貝崇と申します。私が土地家屋調査士を目指したきっかけは、家庭の事情により実家に戻ることになり転職を考えていた時に調査士の仕事を知り内業と外業があり、申請書や図面の作成、現場での測量もある魅力的な仕事だと思ったからです。

全くの未経験からの補助者経験は新鮮であり、大変な日々でしたが良き先輩に恵まれ無事に資格を取得することが出来ました。

まずは依頼のあった業務を正確に行い、お客様に信頼される土地家屋調査士を目指し日々の研鑽を怠らず精進していきます。

諸先輩方、今後ともご指導の程、宜しくお願申し上げます。



大宮支部 加藤大輔

20代後半より公共測量に従事して参りました。40代を迎えるにあたり仕事の幅を拡げたいと思い、調査士試験に挑戦致しました。

運良く令和3年度試験に合格する事ができ、令和4年4月1日に登録致しました。

開業後は諸先輩方に助けて頂きながら、新鮮な気持ちで業務を楽しんでいます。



越谷支部 増田大文

皆様初めまして。

令和4年5月に越谷支部に入会いたしました増田大文と申します。前職は測量会社で公共測量に従事していました。父の調査士事務所へ転職し、補助者として業務を行っていく中で、土地家屋調査士の業務及び法令の難しさを体感し、様々な経験を積むことが出来ました。

実務の難しさは依頼により様々ですが、難しい登記が完了すると達成感があり、とてもやり

がいを感じられる職業です。

諸先輩方には今後ともご指導を賜り、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、日々精進してまいります。



越谷支部 通次妙美

越谷支部の通次妙美と申します。

前職では、不動産鑑定業に従事しており、毎日の業務の中で、登記簿謄本、公図、地積測量図、建物図面を読み解いている中で、土地家屋調査士の存在を知りました。

そのころからも無我夢中で仕事をしていましたが、自分自身が正しい経験・知識を習得し、公正・誠実に業務を行うことで誰が測量しても同じ結果を出すこと（※公差の概念はありますが、100㎡の土地が、10年後に再測量したからといって200㎡や50㎡になることはありませんよね？）ができ、それをもって不動産の登記を円滑に行っているというところに魅力を感じ、また、内業（デスクワーク）と現場作業と両方がある仕事は、ひとところにじっとしてられない自分には向いているのかも！？と一念発起して、何度かのチャレンジののち、平成25年に無事合格することができました。

その後、個人事務所の補助者と調査士法人の

使用人を経て、今年の9月に埼玉会に登録となりましたが、まだまだ経験が浅く、立ち会いの際に隣接土地所有者の方から『私はここに住んで何十年となる。昨日今日やってきたあなたに何がわかるんだ！』『私のお母さんがおじいさんから受け継いだときから境界が違った』と厳しいお言葉をいただくこともたびたびありますが、それも経験の一つとしていずれは『杭を残して悔いを残さず』の域に達することを目標に日々精進して参りたいと思います。

今後とも、何卒、宜しくお願い申し上げます。



浦和支部 稲垣宏晃

皆様初めまして。令和4年1月に浦和支部に入会しました稲垣宏晃と申します。

これまでは調査士法人に補助者として10年ほど勤務しており、様々な経験をさせてもらい調査士業務の基礎を学びました。大変お世話になりました。

開業してみると、未経験の業務や、事務所運営に戸惑うことばかりで試行錯誤の日々です。

補助者の経験があるとはいえ、土地家屋調査士としてはまだまだ未熟です。日々研鑽を積み、仕事を頼んでよかったと思われるような調査士を目指していきますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

会員の動静

入会者

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 " FAX
	会員番号				
浦和	2771	-	金子 優二	〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋四丁目16番5号 ヴェルテックスプラン埼玉社員	048-710-4500 048-710-4502
	2434				

退会者

支部	登録番号	氏名	事務所所在	退会年月日
	会員番号			
浦和	1570	小池 修海	〒330-0053 さいたま市浦和区前地3丁目1番16号	R4.10.29
	1245			
川口	1083	亀井 紘一郎	〒334-0002 川口市鳩ヶ谷本町三丁目9番4号	R4.10.31
	736			
大宮	2759	中村 和也	〒331-0814 さいたま市北区東大成町一丁目489番地1 日勝堂ビル2F 土地家屋調査士法人えん道グループ 使用人土地家屋調査士	R4.10.31
	2421			
大宮	2255	元神 弘史	〒331-0073 さいたま市西区大字指扇領別所109番地93 (1-805)	R4.11.18
	1901			
熊谷	1815	神山 忠之	〒360-0201 熊谷市妻沼1634番地3	R4.12.5
	1445			
大宮	1247	高野 雅好	〒331-0071 さいたま市西区大字高木1700番地	R4.12.14
	895			

事務所移転

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 " FAX
	会員番号				
所沢	2472	-	原 卓 矢	〒359-1145 所沢市大字山口226番地1	04-2968-4182 04-2968-4183
	2127				
越谷	2452	503007	橋本 靖	〒343-0111 北葛飾郡松伏町大字松伏4760番地9	048-947-4001 048-947-2170
	2106				

大宮 ↓ 川口	2635	-	山 村 直 己	〒 332-0031 川口市青木四丁目 23 番 34 号	048-400-2634
	2296				048-400-2635

土地家屋調査士法人 社員（使用人土地家屋調査士）の加入

支部	法人番号	法 人 名 称	社 員 (使用人土地 家屋調査士)	事 務 所 所 在	事務所電話 ” F A X
浦 和	03-0025	土地家屋調査士法人 ヴェルテックスプラン埼玉	金子 優 二	〒 336-0031 さいたま市南区鹿手袋四丁目 16 番 5 号	048-710-4500 048-710-4502

土地家屋調査士法人 社員（使用人土地家屋調査士）の脱退

支部	法人番号	法 人 名 称	社 員 (使用人土地 家屋調査士)	事 務 所 所 在	脱 退 年 月 日
大 宮	03-0011	土地家屋調査士法人 えん道グループ	(中村和也)	〒 331-0814 さいたま市北区東大成町 一丁目 489 番地 1 日勝堂ビル 2F	R 4 . 10 . 31

訃報

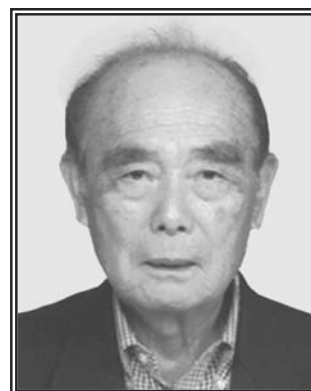
謹んでご冥福をお祈りいたします。



小池 修海(81歳)
令和4年10月29日ご逝去



神山 忠之(81歳)
令和4年12月5日ご逝去



高野 雅好(78歳)
令和4年12月14日ご逝去



編 集 後 記

広報事業委員としてももう二期目で編集作業や記事作成にも慣れてきまして、コロナ禍でイベントが減る事で取材の機会が少ない中、「出前授業」の準備を経験する事でまた少しは成長できた一年でした。

例年だと恒例行事であった「写真コンクール」も今年度はどうやら行われる見通しですが、日々仕事をこなすのみの働きアリの様な生活を送っている私にはもう見えそうな写真のストックがございません。今年は50歳になるので、今後は業務をこなしつつ、風景や日常のワンシーンに気を留めて写真におさめるくらい、心に余裕をもった人間を目指したいと思います。

広報事業委員 糸井尚之（熊谷支部）

さいたま地方法務局長様を初め、たくさんの方々からの年頭のご挨拶をいただき、身も心も引き締まり、心地よい緊張がボクの背中を優しく撫でまわします。後光が差すこれだけの錚々たるメンバーの顔写真とともに紙面に登場し、あふれ出す教養がミドリムシ的単細胞のボクにとっては説法のように響くのでした。

そんなボクに微笑みかける竹内一家の笑顔は、ボクの背中の中の緊張感をぬぐい去るには十分すぎます。由美さんも、大ちゃんもボクと入会時期が同じです。『おい！！・・・そんなに幸せそうな笑顔を振りまくんじゃない・・・！』羨ましくなるだろ・・・。

広報事業部は広報誌を発行することを目的とするのではなく、会員の皆様方に広報誌を手にとって目を通していただくことを目的とするべきだといつも思っています。風穴を開けるのは会員の皆様方のご感想、ご意見、ご要望です。

それではみなさん、今年もイイ年にしましょうぜ・・・。

広報事業委員 遠藤義明（春日部支部）

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、前年と同様コロナウイルス蔓延のため何となく世間全体が停滞する雰囲気の中、世界情勢も不安定となり、私たちを取り巻く環境が一段と厳しさを増した様な気がします。

どの時代においても常に不安を抱えながら進むしかないのですが、心には前向きな気持ちを持って進みたいものです。

さて、早いもので広報事業部にお誘い頂き2年目の後半を迎えております。活動が制限されているものの、委員会は違えども役員の方々が常に埼玉土地家屋調査士会会員の為に日々活動している姿には頭が下がる思いです。また、多くの会員や関係者の皆様が取材に応じてくれたことに感謝致します。

地道な活動が「彩の国」となる過程を経験させて頂き、私自身が一会員として埼玉土地家屋調査士会の為に貢献できることは何かを考える良い機会となりました。

この様な機会を与えて下さった皆様に感謝致します。

広報事業委員 白木康範（川越支部）

2期目の広報事業委員に任命されてから2年目の半ばが過ぎました。

昨年は広報事業部のイベント「出前授業」が開催され、会内部への広報活動と併せ、外部への広報活動も出来ました。私には、初めての「出前授業」ということもあり、準備の段階から手探りの状況で進みました。当日は、少人数での開催となりましたが、内容は充実していたと思います。

自分自身としては、広報事業部の仕事に加え、新たな業務をすることになり、今まで以上に努力しなければならないという思いでいます。

任期も残り少なくなってきましたが、最後まで広報事業委員としてしっかりと活動していきたいと思っています。

広報事業委員 伊勢崎直人（越谷支部）

広報事業部

高橋 修	高柳 吉男
亀井 郁臣	吉澤 寛
長沼 健	安澤 利悦
酒井 みどり	小川 哲也
伊勢崎 直人	遠藤 義明
白木 康範	糸井 尚之

発行日 令和5年1月
発行所 埼玉土地家屋調査士会
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-14-1
電話 (048)862-3173
FAX (048)862-0916
ホームページ <http://www.saitama-chosashi.org/>
E-mail office@saitama-chosashi.org
発行人 高柳淳之助
編集責任者 高橋 修
広報事業部長 高柳 吉男
制作 新日本法規出版株式会社